

富岡町地域防災計画
資料編

平成 28 年 9 月修正

富岡町防災会議

目 次

1. 条例等	1
(1) 富岡町防災会議条例	1
(2) 富岡町災害対策本部条例	3
(3) 富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則	4
(4) 富岡町災害弔慰金の支給に関する条例	7
(5) 福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領	12
2. 応援協定	14
(1) 災害時における相互応援協定書	14
(2) 品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書	16
(3) 全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書	17
(4) 消防相互応援協定書	20
(5) 災害時における物資等の供給協力に関する協定	22
3. 災害危険箇所	24
(1) 砂防指定地	24
(2) 土石流危険溪流（ランクⅠ）	24
(3) 土砂災害警戒区域等の指定箇所	24
(4) 急傾斜地崩壊危険箇所（ランクⅠ）	25
(5) 崩壊土砂流出危険地区	25
4. 気象注意報・警報等の種類及び発表基準／気象情報の伝達系統図	26
(1) 気象注意報・警報等の種類及び発表基準	26
(2) 気象情報の伝達系統図	29
5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	30
(1) 指定緊急避難場所候補施設	30
(2) 指定避難所候補施設	33
6. 学校・医療機関等その他施設一覧	35
(1) 保育所・幼稚園・学校等の状況	35
(2) 医療機関	36
(3) 社会福祉施設等	37
(4) 宿泊施設	38
(5) 飲料水関係施設	39
(6) 臨時ヘリポート候補施設	39
7. 各種資機材等一覧	40
(1) 防災行政無線	40
(2) 車両登録・保有状況	41
(3) 広報設備の整備状況	41

(4) 下水道災害時の応急資機材.....	42
<u>8. 危険物取扱事業所一覧.....</u>	<u>43</u>
(1) 屋内貯蔵所.....	43
(2) 屋内タンク貯蔵所.....	43
(3) 屋外貯蔵所.....	44
(4) 屋外タンク貯蔵所.....	44
(5) 給油取扱所.....	44
(6) 移動タンク貯蔵所.....	45
(7) 地下タンク貯蔵所.....	45
(8) 一般取扱所.....	46
(9) 東京電力ホールディングス（株）福島第二原子力発電所.....	47
<u>9. 原子力関係.....</u>	<u>49</u>
(1) 原子力発電施設の概要.....	49
(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域図）.....	50
(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（行政区名）.....	51
(4) 原子力発電所からの方角別・距離別行政区.....	52
(5) 発電所からの距離別避難対象人口.....	54
(6) 非常用電源設備の整備状況.....	54
(7) 原子力事業所の施設の配置図.....	55
(8) 行政区別・年齢別人口.....	57
(9) 道路に関する調べ（国道、県道）.....	58
(10) 道路に関する調べ（高速道路）.....	66
(11) 道路に関する調べ（町道）.....	68
(12) 交通状況（常磐自動車道）.....	68
(13) コンクリート屋内退避施設一覧.....	69
(14) 緊急被ばく医療施設.....	72
(15) 機器保守サービス事業者.....	73
(16) 気象観測結果.....	74
(17) 町内モニタリングポスト設置位置図.....	84
(18) 農産物の収穫等状況.....	87
(19) 原子力防災資機材一覧.....	88
(20) 車両登録台数一覧.....	89
(21) 安定ヨウ素剤の配備状況.....	89
(22) 被害状況報告様式（特定の事故）.....	90
(23) 原子力用語集.....	91
<u>10. その他.....</u>	<u>99</u>
(1) 観光事業の状況.....	99
(2) 消防団員数.....	99
(3) 被害状況等報告基準.....	100

(4) 滅失住宅の判定基準.....	102
11. 様式.....	103
(1) 被害状況報告様式.....	103
(2) 被害状況報告様式（公衆衛生、環境衛生関係（健康福祉部健康福祉班））.....	106
(3) 被害状況報告様式（農林水産業関係（経済部農林水産班））.....	107
(4) 被害状況報告様式（商工関係（経済部商工観光班））.....	109
(5) 被害状況報告様式（土木関係（建設部土木班、経済部農林水産班））.....	110
(6) 被害状況報告様式（文教関係（教育部教育総務班、教育部学校教育班、教育部文化財班、市民生活部生涯学習班））.....	111
(7) 被害状況報告様式（その他（各班））.....	112
(8) 被害状況報告様式（特定の事故）.....	113

1. 条例等

(1) 富岡町防災会議条例

富岡町防災会議条例

(昭和37年9月27日条例第14号)

改正 昭和53年6月23日条例第15号 平成12年3月17日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、富岡町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富岡町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 8人以内
 - (2) 福島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 6人以内
 - (3) 福島県の警察官のうちから町長が任命する者 1人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 12人以内
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 8人以内
- 6 前項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附則（昭和53年6月23日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附則（平成12年3月17日条例11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(2) 富岡町災害対策本部条例

富岡町災害対策本部条例

(昭和37年9月27日条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、富岡町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部をおくことができる。

2 部に属すべき災害対策本部は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長をおき、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

(3) 富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則

富岡町防災行政無線戸別受信機貸付規則

(平成3年2月28日規則第1号)

改正 平成8年1月30日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、富岡町地域防災計画に基づき、災害などの緊急時における地域住民の安全確保及び平常時における行政事務の効率化を図るための防災行政無線戸別受信機（受信用屋外アンテナを必要とする箇所については、受信用屋外アンテナを含む。以下「戸別受信機」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めるものとする。

(戸別受信機の貸付)

第2条 戸別受信機は、災害発生時又は災害発生の恐れのある場合に、迅速かつ的確に防災対策を講じられるよう、その基本となる緊急時の情報伝達及び情報収集の手段として、並びに平常時における行政事務連絡用として、次の各号に掲げる者に対して無償で貸付けるものとする。

- (1) 本町に住所を有している世帯の世帯主（次号に該当する者を除く。）
- (2) 本町に住所を有して、アパート、寮等に入居している者については、アパート、寮等に入居している者の代表者
- (3) 公共施設の長
- (4) 防災関係機関の長及び職員
- (5) その他町長が必要と認めた場合

2 前項の規定による貸付けが重複する場合には、貸付け台数は1台とする。

(貸付の期限)

第3条 戸別受信機を貸付ける機関は、本町に住所を有する期間とする。

(借受申請)

第4条 第2条第1項に定める者が戸別受信機を借り受けようとするときは、戸別受信機借受申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(貸付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による借受申請があったときは、速やかに貸付けを決定し、貸付決定通知書（様式第2号）を借受者に交付するとともに、戸別受信機を引き渡すものとする。

2 戸別受信機の借受者は、戸別受信機受領書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第6条 戸別受信機は、緊急時の情報伝達及び情報収集、並びに平常時における行政事務連絡用のため使用するものとし、これら以外の目的に使用してはならない。

(貸付の条件)

第7条 町長は、第5条に定める貸付けの決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 戸別受信機の引渡し、返還及び維持管理に要する経費は、原則として借受者の負担とすること。
- (2) 前条に定める目的以外に使用しないこと。
- (3) 善良な管理者の注意をもって管理すること。

(4) 借受者が他の市町村に転出するときは、速やかに返還すること。

(5) 戸別受信機を第三者に対し、貸付け、譲渡等をしないこと。

(費用の負担)

第8条 戸別受信機設置後の移設等及び管理に要する費用のうち、次に掲げる費用以外は、借受け者の負担とする。

(1) 戸別受信機が善良な管理者の管理にもかかわらず、故障その他の障害を生じたとき。

(2) 戸別受信機のき損又は亡失が、借受者の故意又は過失による場合以外するとき。

(戸別受信機の返還)

第9条 借受者は、他の市町村に転出するときは、戸別受信機返還届(様式第4号)を添えて、戸別受信機を町長に返還しなければならない。

2 町長は、前項の返還を受けたときは、速やかに検査を実施し、受け入れるものとする。

3 町長は、第1項の規定にかかわらず、貸付けた戸別受信機が不要と認められる場合は、返還させることができるものとする。この場合に前2項の規定を準用する。

(損害賠償等)

第10条 借受者は、戸別受信機をき損し、又は亡失したときは、戸別受信機き損・亡失届書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 戸別受信機のき損又は亡失が借受者の故意又は過失によると認められる場合は、借受者は、自己の責任において修理し、又は損害を賠償するものとする。

(貸付台帳)

第11条 町長は、第5条の規定に基づき戸別受信機を引き渡したときは、戸別受信機貸付台帳(様式第6号)に記載し、貸付状況を把握するものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、戸別受信機の貸付けについて必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規則は、平成3年3月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸付けを行った戸別受信機については、この規則の規定により貸付けたものとみなす。

附則(平成8年1月30日規則第2号)

この規則は、平成8年2月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

戸別受信機借受申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

貸付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号（第5条関係）

戸別受信機受領書

〔別紙参照〕

様式第4号（第9条関係）

戸別受信機返還届

〔別紙参照〕

様式第5号（第10条関係）

戸別受信機き損・亡失届出書

〔別紙参照〕

様式第6号（第11条関係）

戸別受信機貸付台帳

〔別紙参照〕

(4) 富岡町災害弔慰金の支給に関する条例

富岡町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和57年3月18日条例第1号)

改正 昭和57年12月25日条例第28号 昭和62年3月25日条例第15号

平成4年9月25日条例第32号 平成23年6月30日条例第6号

平成23年10月3日条例第14号 平成25年3月21日条例第14号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、富岡町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病に

かかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令

第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 富岡町被災者扶助費支給条例(昭和42年富岡町条例第20号)は、廃止する。

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは、「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあつては無利子)」とする。

4 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

附則(昭和57年12月25日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附則(昭和62年3月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附則(平成4年9月25日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成23年6月30日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

附則(平成23年10月3日条例第14号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附則（平成25年3月21日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領

福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県内に発生した林野火災等に対処するため、別に定める「福島県林野火災用空中消火資機材等管理運用要綱」に基づき、県が整備し、備蓄する林野火災用空中消火資機材及び空中消火薬剤（以下「消火資機材等」という。）の貸付けに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(消火資機材等の種類)

第2条 消火資機材等の種類は次のとおりとする。

- (1) ヘリコプター用空中散布装置
- (2) 消火薬剤等混合機
- (3) 組立式水そう
- (4) 可搬式動力ポンプ（ホース、吸管を含む）
- (5) 消火薬剤等（粘着剤、着色剤を含む）
- (6) その他知事が必要と認めるもの

(消火資機材等の貸付)

第3条 消火資機材等の貸付けは、次に定める者の借受申請により行うものとする。

- (1) 市町村長及び消防に関する事務の一部を処理する組合の管理者（以下「市町村長等」という。）
- (2) その他知事が適当と認めた者

(貸付基準)

第4条 前条に定める貸付けは、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 市町村の区域内に発生した林野火災等に対し、当該市町村及び消防に関する事務の一部を処理する組合が保有する消火資機材等を使用しての消火活動のみでは、消火ができないと認めるとき。
- (2) 訓練のため使用するとき。
- (3) その他知事が適当と認めるとき。

(借受申請手続)

第5条 第3条に定める者が、消火資機材等を借受けようとするときは、事前に別記様式第1号による借受申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により借受けの申請を行うことができる。この場合、速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付決定)

第6条 知事は、前項の規定による借受申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸付けを決定し、別記様式第2号による貸付決定通知書を借受申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づく借受申請にあっては、口頭又は電話等により貸付けの決定をすることがある。この場合前項の貸付決定通知書は、当該通知後に交付

するものとする。

(貸付の条件)

第7条 前条に定める貸付けを決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 消火資機材等の引渡し及び返還に要する経費並びに消火資機材等の借受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
 - (2) 消火資機材等は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
 - (3) 消火資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (4) 消火資機材等は、貸付け期間満了後速やかに点検、整備をして返還すること。
ただし、知事が必要に応じて消火資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。
 - (5) 消火薬剤等を使用したときは、その使用した同量の消火薬剤等を補てんして返還すること。
- (引渡及び返還)

第8条 消火資機材等の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(損害賠償)

第9条 消火資機材等を借受けた者は、当該消火資機材等をき損又は亡失したときは、その事実及び事由について別記様式第3号による消火資機材等き損亡失届を速やかに知事に提出するとともに、すべて自己の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(使用報告書)

第10条 消火資機材等を借受け、使用した者は、使用後速やかに別記様式第4号による消火資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、その都度知事が定める。

附則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

2. 応援協定

(1) 災害時における相互応援協定書

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前号第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

- 2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

いわき市長 四家 啓助

広野町長 大和田 清人

檜葉町長 草野 孝

富岡町長 遠藤 勝也

川内村長 渡邊 尊之

大熊町長 志賀 秀朗

双葉町長 岩本 忠夫

浪江町長 叶 幸一

(2) 品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書

品川区と富岡町との災害時における相互援助に関する協定書

品川区と富岡町は、災害時における応急対策に係わる相互の援助に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 品川区および富岡町は、災害時における応急対策および復旧対策に関し、この協定の定めるところにより、相互の総力をあげて援助協力を行うものとする。

(援助の内容)

第2条 品川区および富岡町が、相互に援助する業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急物資（飲料水、食料品および生活必需品等）の供給
- (2) 建築資材および仮設住宅用地の供給
- (3) 復旧に要する職員の派遣
- (4) その他応急対策用資材・器材等の供給

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて品川区と富岡町は協議のうえ業務内容を追加することができる。

(応急物資の輸送)

第3条 応急物資等および職員の派遣の輸送は、援助の要請を受けた側が行うものとする。

2 輸送が困難な状況にあるときは、品川区と富岡町は協議のうえ最善の方法により輸送を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に定める業務に要する経費（輸送費を含む）は、当該援助を要請した側が負担するものとし、その額については品川区と富岡町は協議のうえ定める。

(協議)

第5条 この協定の解釈について疑義を生じた場合およびこの協定に定めのない事項については、品川区と富岡町は協議のうえ決定するものとする。

本協定締結の証として、協定書を2通作成し、品川区と富岡町は署名のうえ、各1通保有する。

平成17年4月27日

品川区広町2丁目1番36号

品川区長 高橋 久二

福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1

富岡町長 遠藤 勝也

(3) 全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

全国さくらサミット加盟自治体による災害時における相互応援に関する協定書

さくらサミット加盟自治体（以下「協定市町」という。）は、いずれかの協定市町において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市町（以下「被災市町」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市町のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市町が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請により被災市町を応援する協定市町（以下「応援市町」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市町は、誠意をもって被災市町からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町が負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 被災市町以外の協定市町は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めるときは、被災市町の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市町の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市町以外の協定市町は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人またはその遺族に対する賠償の責務は、応援市町が負担するものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に侵害を与えた場合は、その損害が被災市町への往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市町に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、協定市町それぞれが各1通を保有するものとする。

平成26年4月17日

北海道 新ひだか町長 酒井 芳秀

秋田県 仙北市長 門脇 光浩

宮城県 柴田町長 滝口 茂

福島県 富岡町長 宮本 皓一

群馬県 前橋市長 山本 龍

埼玉県 幸手市長 渡辺 邦夫

新潟県 五泉市長 伊藤 勝美

岐阜県 本巣市長 藤原 勉

奈良県 吉野町長 北岡 篤

島根県 雲南市長 速水 雄一

長崎県 大村市長 松本 崇

宮崎県 日南市長 崎田 恭平

茨城県 日立市長 吉成 明

(4) 消防相互応援協定書

消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が消防相互応援に関し次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

(出動部隊の区分)

第2条 この協定により出動する消防隊は双葉郡内町村消防団とする。

(応援の種別)

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

(1) 普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請により出動する応援。

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生地の町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

(4) 応援隊受領場所

(5) その他必要事項

(応援部隊)

第5条 応援に出動する隊数は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

(指揮系統)

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

(1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、

要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。

- (2) 応援活動が長時間に涉ったために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援団員が応援業務により負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援団員が応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

（協定事項の疑問に対する協議）

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。
- 2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定を証するため本書8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年6月29日

記名押印 〔略〕

(5) 災害時における物資等の供給協力に関する協定

災害時における物資等の供給協力に関する協定

福島県富岡町（以下「甲」という。）と株式会社ダイユーエイト（以下「乙」という。）は、災害時における物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、富岡町内において地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生した場合に、甲は、乙の協力を得て被災者等に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(要請の方法)

第2条 甲は、災害時における応急対応のために物資が必要となった場合は、「災害時生活物資等要請書（別紙）第1号様式」をもって、乙に供給を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等で要請することができるものとし、事後、速やかに災害時生活物資等要請書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、速やかに甲に物資を供給するものとする。

(要請する物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 日用品等
- (2) 応急対策等資機材等
- (3) その他乙が保有し、供給可能な物資等

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定する。

- 2 引渡し場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。
- 3 甲は、当該引渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに「災害時生活物資等供給完了報告書（別紙）第2号様式」により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

(費用の負担)

第6条 乙が供給した物資の費用及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、災害発生直前における価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により決定された費用について、乙から請求書を受領した時は、速やかに代金を振り込みの方法により乙に支払うものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急車両又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(緊急連絡先の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、災害対策本部事務局担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告するものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月6日

甲 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚622番地の1

富岡町長 宮本皓一 印

乙 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

株式会社ダイユーエイト

代表取締役社長 浅倉俊一 印

3. 災害危険箇所

(1) 砂防指定地

指定地 番号	水源名	河川名	告示 年月日	告示番号	延長 (m)	面積 (ha)	種別	備考
		溪流名						
2801	富岡川	富岡川	昭和34年 9月5日	建設省告示 第1,651号	8,800	44.00	要設備地	
2801	富岡川	富岡川	昭和50年 7月17日	建設省告示 第1,068号	1,230	7.19		
2803	富岡川	富岡川	昭和55年 3月29日	建設省告示 第685号	400	2.71		
2851	熊川	熊川	昭和45年 9月4日	建設省告示 第1,355号	180	0.31		大熊町 (町境につ き掲載)

(2) 土石流危険溪流（ランクⅠ）

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地				摘要
					郡・市	町・村	大字	字	
1	70543A001	富岡川	富岡川	上手岡沢	双葉郡	富岡町	上手岡	大木戸川原	指定完
2	70543A002	富岡川	富岡川	沢山沢	双葉郡	富岡町	上手岡	大木戸川原	指定完
3	70543A006	紅葉川	紅葉川	岩井戸沢	双葉郡	富岡町	上郡山	岩井戸	

(3) 土砂災害警戒区域等の指定箇所

番号	箇所名	所在地				災害の 種類	指定区域の 種類		指定 年月日	告示 番号
		郡・市	町・村	大字	字		警戒 区域	特別 警戒 区域		
1	岩井戸	双葉郡	富岡町	上郡山	岩井戸	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322 号
2	釜田 2号	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 6月2日	502 号
3	遠山	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322 号
4	上ノ町	双葉郡	富岡町	小浜	中央	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322 号
5	月の下	双葉郡	富岡町	小浜	中央	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 6月2日	502 号
6	原下	双葉郡	富岡町	下郡山	原下	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322 号
7	宮の前	双葉郡	富岡町	下郡山	下郡	急傾斜地 の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322 号
8	前沢田	双葉郡	富岡町	上郡山	太田	急傾斜地	○	○	平成18年	322

						の崩壊			3月31日	号
9	一本松	双葉郡	富岡町	上郡山	上郡山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322号
10	大膳町	双葉郡	富岡町	小浜	大膳町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年 6月2日	502号
11	釜田	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年 6月2日	502号
12	釜田 1号	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年 6月2日	502号
13	小浜	双葉郡	富岡町	小浜	中央	急傾斜地の崩壊	○	○	平成18年 3月31日	322号
14	中央	双葉郡	富岡町	小浜	中央	急傾斜地の崩壊	○		平成18年 3月31日	322号
15	上手岡 沢	双葉郡	富岡町	上手岡	大木戸 川原	土石流	○	○	平成17年 12月27日	1036号
16	沢山沢	双葉郡	富岡町	上手岡	大木戸 川原	土石流	○	○	平成17年 12月27日	1036号
17	岩井戸 沢	双葉郡	富岡町	上郡山	岩井戸	土石流	○	○	平成18年 3月31日	322号

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所 (ランク I)

番号	箇所 番号	箇所名	所在地				摘要
			郡・市	町・村	大字	字	
1	838	岩井戸	双葉郡	富岡町	上郡山	岩井戸	
2	839	釜田2号	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	
3	840	遠山	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	
4	841	上ノ町	双葉郡	富岡町	小浜	中央	
5	842	月の下	双葉郡	富岡町	小浜	中央	
6	843	原下	双葉郡	富岡町	下郡山	原下	
7	844	宮の前	双葉郡	富岡町	下郡山	下郡	
8	845	前沢田	双葉郡	富岡町	上郡山	太田	
9	846	一本松	双葉郡	富岡町	上郡山	上郡山	
10	847	大膳町	双葉郡	富岡町	小浜	大膳町	
11	848	釜田	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	
12	849	釜田1号	双葉郡	富岡町	仏浜	釜田	
13	850	小浜	双葉郡	富岡町	小浜	中央	
14	851	中央	双葉郡	富岡町	小浜	中央	

(5) 崩壊土砂流出危険地区

番号	危険地区 番号	被災 危険度	崩壊土砂 流出 危険度	所在地				備考
				郡・市	町・村	大字	字	
1	流 543-01	C 2	C 1	双葉郡	富岡町	上手岡	坂ノ上	国有林 639 林班 (の一部)

4. 気象注意報・警報等の種類及び発表基準／気象情報の伝達系統図

(1) 気象注意報・警報等の種類及び発表基準

1) 注意報・警報・特別警報

[注意報]

種類	発表基準
強風	平均風速が 12m/s 以上で、強風による被害が予想される場合
風雪	平均風速が 12m/s 以上で、雪を伴い被害が予想される場合
大雨	大雨によって被害が予想される場合（雨量基準：R1=30、土壌雨量指数基準：112）
洪水	洪水によって被害が予想される場合（雨量基準：R1=30、流域雨量指数基準：富岡川流域=9）
大雪	大雪によって被害が予想される場合（平地：12 時間降雪の深さ 10 cm、山沿い：12 時間降雪の深さ 20 cm）
濃霧	濃霧のため交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 ・視程が陸上で 100m 以下、海上で 500m 以下。
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 ・実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下、風速 8m/s 以上 ・実効湿度 60%以下、最小湿度 30%以下
なだれ	なだれが発生し被害があると予想される場合 ・山沿いで、24 時間降雪の深さが 40cm 以上 ・積雪が 50cm 以上で、日平均気温 3℃以上の日が継続
着氷・着雪	着氷や着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想される場合 ・大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合
霜	早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合 ・最低気温が、早霜期、晩霜期におおむね 2℃（早霜は農作物の成育状況を考慮して実施）
低温	低温のため農作物等に著しい被害があると予想される場合 ・夏季：最高、最低または平均気温が平年より 4~5℃以上低い日が数日以上続く 低温のため水道管の凍結や破裂により著しい被害があると予想される場合 ・冬季：最低気温-8℃以下、または-5℃以下の日が数日続く
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により被害が予想される場合（潮位：0.6m、潮位の基準は、東京湾平均海面の高さ）
波浪	風浪、うねり等により被害があると予想される場合 ・有義波高が 3m 以上（有義波高：ある地点を連続して通過する波のうち、高いほうから順に 1/3 の個数までの波について平均した波高）
融雪	融雪により被害が予想される場合

網かけ箇所：平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴う、暫定基準（福島県地方気象台ホームページより）

[警報]

種類	発表基準
暴風	平均風速が 18m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
暴風雪	平均風速が 18m/s を超え、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場

	合
大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（雨量基準：R1=50、土壤雨量指数基準：175）
洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（雨量基準：R1=50、流域雨量指数基準：富岡川流域=15）
大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（平地：12 時間降雪の深さ 25 cm、山沿い：12 時間降雪の深さ 35 cm）
波浪	波浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 ・有義波高 6m 以上
高潮	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（潮位：1.0m、潮位の基準は、東京湾平均海面の高さ）

網かけ箇所：平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震に伴う、暫定基準（福島県地方気象台ホームページより）

[特別警報]

種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の今日井お台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（気象庁ホームページより）

2) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

3) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、福島県と福島地方気象台が共同で発表する。

4) 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1 時間に 100mm 以上）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表される。

5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報

で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、県単位（竜巻の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位）で発表される。

なお、この情報の有効期間は、発表から1時間である。

6) 火災気象通報

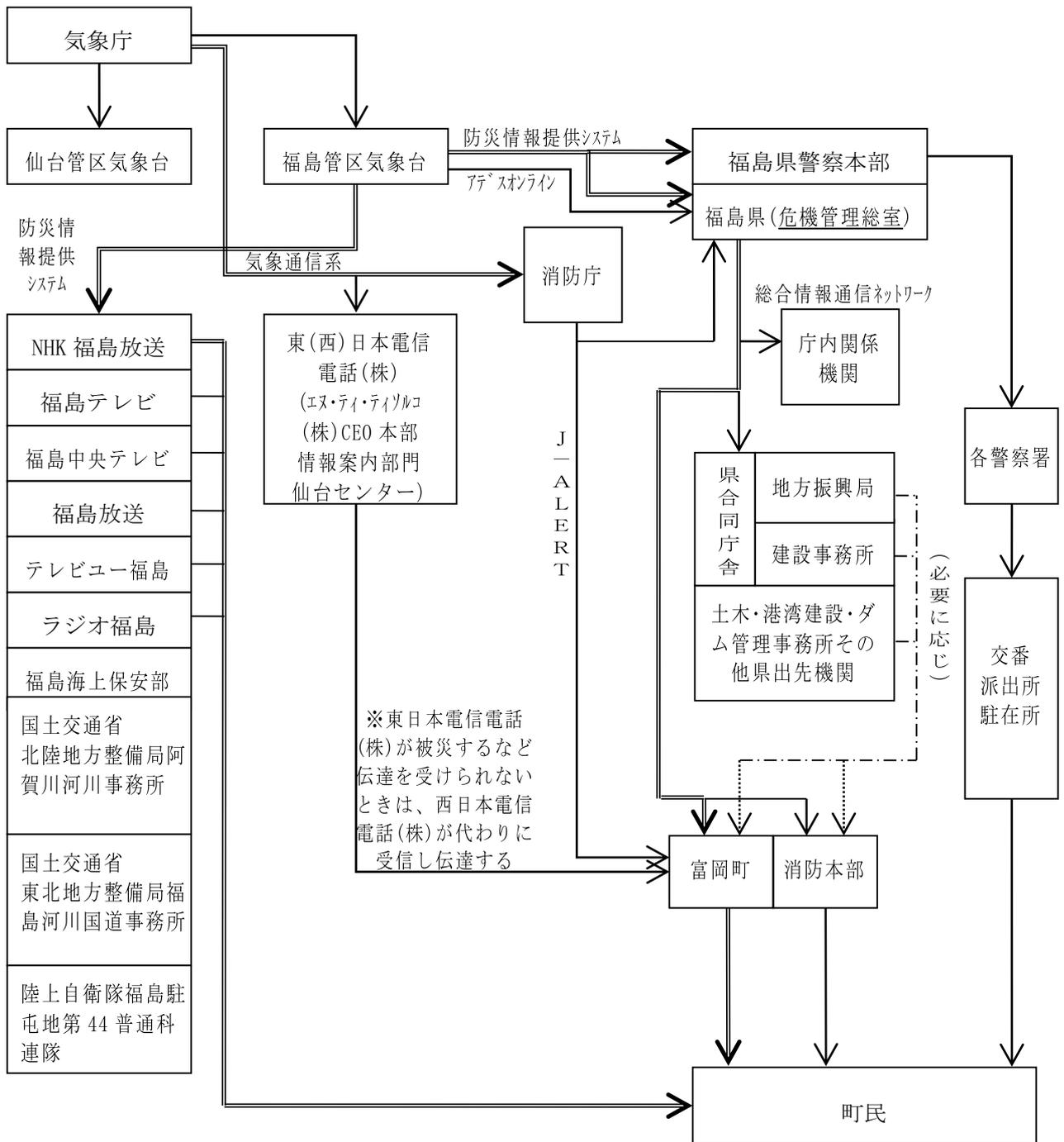
消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報は、おおむね次のとおりとする。

『イ』の基準：実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で平均風速8m/s以上吹く見込みの場合。

『ロ』の基準：平均風速12m/s（白河は14m/s）以上の風が1時間以上継続して吹く見込みの場合。

ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

(2) 気象情報の伝達系統図



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK 福島放送局のみ）

5. 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(1) 指定緊急避難場所候補施設

No.	施設・場所名	住所	管理担当 電話番号 (0240-)	対象とする異常な現象の種類							構造	収容人数	備考
				洪水	崖崩れ ・土石流 ・地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
1	杉内集会所	上手岡字茂手木 168-1	22-2111	○	×	○	○	○	○	○	W	29	H29 修繕予定
2	上手岡多目的集会所	上手岡字下千里 64	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	RC	75	H28 修繕予定
3	高津戸多目的集会所	本岡字清水前 107	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	RC	51	H28 修繕予定
4	下千里集会所	上手岡字下千里 349-2	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	37	H29 修繕予定
5	大菅集会所	大菅字蛇谷須 204-4	22-2111	○	×	○	○	○	○	○	W	33	H29 修繕予定
6	県立富岡養護学校	大菅字蛇谷須 167	22-4550	○	×	○	○	○	○	○	RC	1,588	未定
7	夜の森駅前北集会所	大菅字大平 214-4	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	44	未定
8	健康増進センター 「リフレ富岡」	夜の森北 1-32	22-6366	○	○	○	○	○	○	○	RC	2,416	未定
9	富岡第二中学校 (体育館)	夜の森南 4-42	22-3331	○	○	○	○	○	○	○	S	360	H29 以降修繕 予定
10	富岡第二中学校 (体育館除く)	夜の森南 4-42	22-3331	○	○	○	○	○	○	○	RC	1,247	H29 以降修繕 予定
11	富岡第二小学校 (体育館)	本岡字王塚 37	22-3055	○	○	○	○	○	○	○	RC	452	H29 以降修繕 予定
12	富岡第二小学校 (体育館除く)	本岡字王塚 36	22-3055	○	○	○	○	○	○	○	RC	1,304	H29 以降修繕 予定

No.	施設・場所名	住所	管理担当 電話番号 (0240-)	対象とする異常な現象の種類							構造	収容人数	備考
				洪水	崖崩れ ・土石流 ・地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
13	夜の森幼稚園	本岡字王塚 36	22-2627	○	○	○	○	○	○	○	RC	141	H29 以降修繕 予定
14	王塚集会所	本岡字王塚 373-1	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	55	H28 修繕予定
15	文化交流センター 「学びの森」	本岡字王塚 622-1	22-2626	○	○	○	○	○	○	○	W	2,703	H29 修繕予定
16	赤木多目的集会所	本岡字赤木 275-1	22-2111	○	×	○	○	○	○	○	RC	51	H28 修繕予定
17	上本町構造改善セン ター	本岡字上本町 115-4	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	48	H28 修繕予定
18	本町集会所	本岡字本町 14	22-2111	×	○	○	○	○	○	×	W	44	H28 修繕予定
19	中央児童館	本町 2-58	22-5985	○	○	○	○	○	○	○	RC	93	H29 以降修繕 予定
20	上郡山多目的集会所	上郡山字上郡 17	22-2111	○	×	○	○	○	○	○	W	75	H29 修繕予定
21	清水集会所	上郡山字清水 51	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	46	H29 修繕予定
22	県立富岡高等学校 (体育館)	小浜字中央 632	22-4141	○	○	○	○	○	○	○	S	312	未定
23	県立富岡高等学校 (体育館除く)	小浜字中央 632	22-4141	○	○	○	○	○	○	○	RC	1,472	未定
24	太田集会所	上郡山字太田 238	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	23	H28 修繕予定
25	下郡山集会所	下郡山字真壁 327-1	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	48	H29 修繕予定
26	J A 双葉南部営農セ ンター	下郡山字真壁 300	22-0330	○	○	○	○	○	○	○	RC	913	未定
27	富岡保育所	小浜字大膳町 152	22-2358	○	○	○	○	○	○	○	RC	405	H29 以降修繕 予定
28	西原集会所	仏浜字西原	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	62	H28 修繕予定

No.	施設・場所名	住所	管理担当 電話番号 (0240-)	対象とする異常な現象の種類							構造	収容人数	備考
				洪水	崖崩れ ・土石流 ・地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫			
29	西原富岡公共職業安定所	小浜字大膳町 109-1	22-3121	○	×	○	○	○	○	○	RC	199	未定
30	富岡第一中学校 (体育館)	小浜字中央 237-1	22-2014	×	○	○	○	×	○	×	S	359	H28 修繕予定
31	富岡第一中学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	22-2014	○	○	○	○	○	○	○	RC	1,659	H28 修繕予定
32	富岡第一小学校 (体育館)	小浜字中央 237-1	22-2014	×	○	○	○	×	○	×	S	360	H29 以降修繕 予定
33	富岡第一小学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	22-2014	○	○	○	○	○	○	○	RC	1,520	H29 以降修繕 予定
34	富岡幼稚園	小浜字中央 422-1	22-2018	×	○	○	○	×	○	×	RC	215	H29 修繕予定
35	総合福祉センター	中央 1-8-1	22-5522	○	○	○	○	○	○	○	RC	384	H28 修繕予定
36	小浜第一公民館	小浜 689	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	39	H29 以降修繕 予定
37	総合スポーツセンター (総合体育館)	小浜 481	22-2690	○	○	○	○	○	○	○	RC	446	H28 修繕予定
38	総合スポーツセンター (武道館)	小浜 481	22-2626	○	○	○	○	○	○	○	S	353	H29 以降修繕 予定
39	総合スポーツセンター (野外活動センター)	小浜 304	22-5566	○	○	○	○	○	○	○	W	160	H29 以降修繕 予定
40	総合スポーツセンター (合宿センター)	小浜 481	22-7000	○	○	○	○	○	○	○	W	120	H29 以降修繕 予定
41	深谷集会所	小良ヶ浜字赤坂 401-1	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	W	23	未定
42	小良ヶ浜多目的集会所	小良ヶ浜字赤坂 314	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	RC	75	未定
43	新田多目的集会所	本岡字新夜ノ森 795-3	22-2111	○	○	○	○	○	○	○	RC	76	未定

(2) 指定避難所候補施設

No.	(想定) 行政区	施設・場所名	住所	管理担当 電話番号 (0240-)	構造	収容人数	備考
1	杉内	杉内集会所	上手岡字茂手木 168-1	22-2111	W	29	H29 修繕予定
2	仲町・下千里	上手岡多目的集会所	上手岡字下千里 64	22-2111	RC	75	H28 修繕予定
3	高津戸	高津戸多目的集会所	本岡字清水前 107	22-2111	RC	51	H28 修繕予定
4	下千里	下千里集会所	上手岡字下千里 349-2	22-2111	W	37	H29 修繕予定
5	大菅	大菅集会所	大菅字蛇谷須 204-4	22-2111	W	33	H29 修繕予定
6	大菅	県立富岡養護学校	大菅字蛇谷須 167	22-4550	RC	1,588	未定
7	夜の森駅前北・大菅	夜の森駅前北集会所	大菅字大平 214-4	22-2111	W	44	未定
8	夜の森駅前北・夜の森駅前南	健康増進センター「リフレ富岡」	夜の森北 1-32	22-6366	RC	2,416	未定
9	新町・王塚・下千里・新夜ノ森	富岡第二中学校 (体育館)	夜の森南 4-42	22-3331	S	360	H29 以降修繕 予定
10	新町・王塚・下千里・新夜ノ森	富岡第二中学校 (体育館除く)	夜の森南 4-42	22-3331	RC	1,247	H29 以降修繕 予定
11	新町・王塚・下千里・新夜ノ森	富岡第二小学校 (体育館)	本岡字王塚 37	22-3055	RC	452	H29 以降修繕 予定
12	新町・王塚・下千里・新夜ノ森	富岡第二小学校 (体育館除く)	本岡字王塚 36	22-3055	RC	1,304	H29 以降修繕 予定
13	新町・王塚・下千里・新夜ノ森	夜の森幼稚園	本岡字王塚 36	22-2627	RC	141	H29 以降修繕 予定
14	王塚	王塚集会所	本岡字王塚 373-1	22-2111	W	55	H28 修繕予定
15	王塚・本町・上本町	文化交流センター「学びの森」	本岡字王塚 622-1	22-2626	W	2,703	H29 修繕予定
16	赤木	赤木多目的集会所	本岡字赤木 275-1	22-2111	RC	51	H28 修繕予定
17	上本町	上本町構造改善センター	本岡字上本町 115-4	22-2111	W	48	H28 修繕予定
18	本町	本町集会所	本岡字本町 14	22-2111	W	44	H28 修繕予定
19	本町	中央児童館	本町 2-58	22-5985	RC	93	H29 以降修繕 予定
20	上郡・岩井戸	上郡山多目的集会所	上郡山字上郡 17	22-2111	W	75	H29 修繕予定
21	清水	清水集会所	上郡山字清水 51	22-2111	W	46	H29 修繕予定
22	清水・中央・西原	県立富岡高等学校 (体育館)	小浜字中央 632	22-4141	S	312	未定
23	清水・中央・西原	県立富岡高等学校 (体育館除く)	小浜字中央 632	22-4141	RC	1,472	未定

24	太田	太田集会所	上郡山字太田 238	22-2111	W	23	H28 修繕予定
25	下郡山	下郡山集会所	下郡山字真壁 327-1	22-2111	W	48	H29 修繕予定
26	下郡山	J A 双葉南部営農センター	下郡山字真壁 300	22-0330	RC	913	未定
27	西原	富岡保育所	小浜字大膳町 152	22-2358	RC	405	H29 以降修繕 予定
28	西原	西原集会所	仏浜字西原	22-2111	W	62	H28 修繕予定
29	西原	西原富岡公共職業安定所	小浜字大膳町 109-1	22-3121	RC	199	未定
30	中央・駅前・栄町	富岡第一中学校（体育館）	小浜字中央 237-1	22-2014	S	359	H28 修繕予定
31	中央・駅前・栄町	富岡第一中学校（体育館除く）	小浜字中央 237-1	22-2014	RC	1,659	H28 修繕予定
32	中央・駅前・栄町	富岡第一小学校（体育館）	小浜字中央 237-1	22-2014	S	360	H29 以降修繕 予定
33	中央・駅前・栄町	富岡第一小学校（体育館除く）	小浜字中央 237-1	22-2014	RC	1,520	H29 以降修繕 予定
34	中央・駅前・栄町	富岡幼稚園	小浜字中央 422-1	22-2018	RC	215	H29 修繕予定
35	本町・中央	総合福祉センター	中央 1-8-1	22-5522	RC	384	H28 修繕予定
36	小浜	小浜第一公民館	小浜 689	22-2111	W	39	H29 以降修繕 予定
37	王塚・小浜・深谷・小良ヶ浜	総合スポーツセンター（総合体育館）	小浜 481	22-2690	RC	446	H28 修繕予定
38	王塚・小浜・深谷・小良ヶ浜	総合スポーツセンター（武道館）	小浜 481	22-2626	S	353	H29 以降修繕 予定
39	王塚・小浜・深谷・小良ヶ浜	総合スポーツセンター（野外活動センター）	小浜 304	22-5566	W	160	H29 以降修繕 予定
40	王塚・小浜・深谷・小良ヶ浜	総合スポーツセンター（合宿センター）	小浜 481	22-7000	W	120	H29 以降修繕 予定
41	深谷	深谷集会所	小良ヶ浜字赤坂 401-1	22-2111	W	23	未定
42	小良ヶ浜	小良ヶ浜多目的集会所	小良ヶ浜字赤坂 314	22-2111	RC	75	未定
43	新夜ノ森	新田多目的集会所	本岡字新夜ノ森 795-3	22-2111	RC	76	未定

6. 学校・医療機関等その他施設一覧

(1) 保育所・幼稚園・学校等の状況

行政区名	学校等名	所在地	電話番号 (0240-)	人員			施設の内容				給食施設		スクールバス等		経営区分	備考
				児童数	職員数	合計	教室等数	校舎(m ²)	体育館(m ²)	運動場(m ²)	有無	人数	台数	人数		
西原	富岡町立富岡保育所	小浜字大膳町152	22-2358	123	26	149	6	808		1,615	有	115			町立	再開未定
中央	すみれベビーホーム	小浜字中央703-3	22-5575	12	3	15	4	177			有	20			私立	再開未定
清水	(学法)富岡幼稚園	小浜字大膳町732-2	22-3538	156	15	171	2	505		2,239	有	290			私立	再開未定
中央	富岡町立富岡幼稚園	小浜字中央422-1	22-2018	58	7	65	4	645		2,060	無				町立	再開未定
王塚	富岡町立夜の森幼稚園	本岡字王塚36	22-2627	66	7	73	4	423		960	無				町立	再開未定
中央	中央児童館	本町2丁目58	22-5985	79	5	84	1	198		2,880	無				町立	再開未定
中央	富岡町立富岡第一小学校	小浜字中央237-1	22-2014	484	26	510	30	4,560	1,080	11,234	無				町立	再開未定
王塚	富岡町立富岡第二小学校	本岡字王塚36	22-3055	603	33	636	28	3,913	767	11,627	有	2,160			町立	再開未定
中央	富岡町立富岡第一中学校	小浜字中央237-2	22-2020	214	21	235	25	4,978	1,078	8,859	無				町立	再開未定
新町	富岡町立富岡第二中学校	夜の森南4-42	22-3331	285	21	306	22	3,743	1,091	17,098	無				町立	再開未定
清水	福島県立富岡高等学校	小浜字中央632	22-4141	220	32	252	9	4,976	936	12,468	無				県立	再開未定

(2) 医療機関

行政区名	施設名	電話	番号 (0240-)	診療科目	病床数	医師数	備考
夜の森北	夜の森中央医院	夜の森北 2-9	22-2211	内 消 循 小		常勤：1、非常勤：1	診療所 休止
中央	富岡中央医院	中央 1 - 110	22-6560	内 外 小 麻		常勤：1	診療所 休止
本町	さいとう眼科	本町 2 - 53 - 2	21-0123	眼		常勤：1	診療所 休止
本町	富岡クリニック	本岡字本町 36	21-0333	内 ひ	一般：19	常勤：3、非常勤：16	診療所 休止
栄町	川村医院	小浜字中央 737	22-3311	内 外 整外 リウ		常勤：1、非常勤：1	診療所 休止
駅前	水谷消化器科外科 医院	仏浜字釜田 335-1	22-3415	消 外 内		常勤：1	診療所 休止
王塚	今村病院	本岡字関ノ前 243	22-6522	内 神内 消 循 外	一般：36、療養：54	常勤：4、非常勤：6	病院 休止
新夜ノ森	さくらクリニック	本岡字新夜ノ森 634-1	21-0873	脳外 リハ 内 外		常勤：1	診療所 休止
中央	とみおか整形外科 クリニック	小浜字中央 383	21-1330	整外 リハ リウ		常勤：1	診療所 休止
新町	穴田歯科医院	夜の森南 3-54	22-3522	歯			診療所 休止
本町	今村歯科医院	中央 2-30	22-5725	歯			診療所 休止
栄町	宮嶋歯科医院	小浜字中央 599	22-5877	歯			診療所 休止
本町	石井歯科医院	本町 2-27	22-5801	歯			診療所 休止
夜の森北	木村歯科医院	夜の森北 3-14-2	22-2600	歯			診療所 休止
王塚	さくら歯科医院	本岡字関ノ前 197-7	23-6479	歯			診療所 休止

(3) 社会福祉施設等

行政区名	施設名	所在地	電話番号 (0240-)	人員			施設の内容		給食施設		送迎バス等		福祉車両等 (車イス用)		経営区分	備考
				定員	職員数	合計	部屋数	構造面積 (㎡)	有無	人数	台数	人数	台数	人数		
大菅	東洋学園	大菅字蛇谷須 79	22-2537	132	64	196		4,466.00	有	130					社法	再開未定
大菅	東洋育成園	大菅字蛇谷須 93	22-3140	50	23	73		1,170.00	有	75					社法	再開未定
上本町	光洋愛生園	本岡字本町西 632-1	22-0927	49	25	74	25	1,462.41	有	50					社法	再開未定
大菅	特別養護老人 ホーム「館山荘」	上手岡字高津戸 147-2	22-0739	140	62	202	31	RC 3,578.98	有	120	7	36	2	12 内 3	社法	再開未定

(4) 宿泊施設

行政区名	施設名	所在地	電話番号 (0240-)	人員		施設の内容		食事施設の 有無	送迎バス等		経営 区分	備考
				定員	従業員数	部屋 数	構造 面積 (㎡)		台数	人数		
仏浜	ビジネスホテル大東館	仏浜字釜田 212	22-3024	35		17		有			個人	再開未定
中央	ホテル芳門	小浜字中央 285	22-3470	66		37		有			個人	再開未定
栄町	旅館二葉館	小浜字中央 581	22-3372	15		5		有			個人	再開未定
中央	日の出旅館	中央 1 丁目 74	22-3308	30		9		有			個人	再開未定
仏浜	ホテル海遊館	仏浜字釜田 464	22-5959	120		63		有	1		個人	再開未定
下郡山	ホテル海遊館別館	下郡山字原下	22-3868	60		20		有	1		個人	再開未定
本町	あづま	本町 1 丁目 63	22-4622	45		14		有			個人	再開未定
中央	ホテルひさご	中央 1 丁目 182	22-1188	54		46		有			個人	再開未定
岩井戸	梅田屋	上郡山字岩井戸 529-1	22-2066	100		60		有	1		個人	再開未定
岩井戸	岩井戸温泉元湯つるや	上郡山字岩井戸 33	22-1808	100		50		有	1		個人	再開未定
岩井戸	松乃屋	上郡山字岩井戸 512-1	22-3854	30		12		有			個人	再開未定
駅前	サンライズインとみおか	仏浜字釜田 348	22-7011	69		54		有	1		個人	再開未定
本町	城戸屋	本岡字本町 191	22-2346	15		6		有			個人	再開未定
本町	おかだ家	本岡字本町 164	22-2041	30		15		有			個人	再開未定
上本町	リベラルパークホテル	本岡字上本町	22-5621	140		60		有			個人	再開未定
小浜	グリーンフィールド富岡	小浜 481	22-5566	90		14		有			町営	再開未定
小浜	合宿センター	小浜 481	22-7000	120		20		有			町営	再開未定
夜の森北	リフレ富岡	夜の森北 1-32-1	22-6366	60		16		有	3		町営	再開未定

(5) 飲料水関係施設

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

管理者	電話番号 (0240-)	給水対象 地域	給水人口 (人)		計画	取水地点	備考
			計画	現在			
双葉地方水道企業団	25-5315	富岡町			本岡字関ノ前	本岡字関ノ前	再開未定
					本町 1 丁目	本町 1 丁目	
					本岡字本町	本岡字本町	
					本岡字赤木	本岡字赤木	

(6) 臨時ヘリポート候補施設

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

行政区名	施設名	所在地	管理者	緊急連絡先	電話番号 (0240-)	座標番号	面積 (m ²)	適する用途
小浜	富岡町営球場	小浜 481	富岡町	富岡町体育協会	22-2690		12,720	
王塚	富岡町総合運動場	本岡字王塚 84	富岡町	富岡町体育協会	22-2690		17,773	
中央	富岡第一小学校	小浜字中央 237-1	富岡町	富岡第一小学校	22-2014		6,773	
王塚	富岡第二小学校	本岡字王塚 36	富岡町	富岡第二小学校	22-3055		18,732	
中央	富岡第一中学校	小浜字中央 237-2	富岡町	富岡第一中学校	22-2020		8,859	
新町	富岡第二中学校	夜の森南 4-42	富岡町	富岡第二中学校	22-3331		17,098	

7. 各種資機材等一覧

(1) 防災行政無線

1) 固定系 (68.820MHz) 親局装置

機器名	モデル名	製造年月	製造番号	備考
操作卓	LC8020B	1984年12月	6802	20年経過
自動プログラム装置	XD-103	1984年12月	B0126	20年経過
無線装置 (郡山事務所)	VM1095T	1984年12月	78610	20年経過
遠隔制御装置 (富岡消防署)	RZ-8620A	1984年12月	6859	20年経過
屋外拡声装置	RV8200	1984年12月		20年経過
直流電源装置	STB1-17-15SF	1983年12月	S12218-9	21年経過
直流電源装置用バッテリー	HS-150E-7	1990年8月	KC7548	14年経過

2) 移動系 (466.9125MHz) 親局装置

機器名	モデル名	製造年月	製造番号	設置課	動作状況
無線装置	UM1036NAT	1984年7月	78611	生活環境課	良

3) 移動系 (466.9125MHz) (466.775MHz) 携帯無線機

計18台

呼出名称	モデル名	製造年月	製造番号	バッテリー 交換日	動作状況
ぼうさいとみおか 23	UM1138LT	2012年4月	202996		良
ぼうさいとみおか 24	UM1138LT	2012年4月	202997		良
ぼうさいとみおか 25	UM1138LT	2012年4月	202998		良
ぼうさいとみおか 26	UM1138LT	2012年4月	202999		良
ぼうさいとみおか 27	UM1138LT	2012年4月	203000		良
ぼうさいとみおか 28	UM1138LT	2012年4月	203001		良
ぼうさいとみおか 29	UM1138LT	2012年4月	203002		良
ぼうさいとみおか 30	UM1138LT	2012年4月	203003		良
ぼうさいとみおか 35	UM1138LT	2012年4月	203004		良
ぼうさいとみおか 36	UM1138LT	2012年4月	203005		良
ぼうさいとみおか 37	UM1138LT	2012年4月	203006		良
ぼうさいとみおか 38	UM1138LT	2012年4月	203007		良
ぼうさいとみおか 39	UM1138LT	2012年4月	203008		良
ぼうさいとみおか 40	UM1138LT	2012年4月	203009		良
ぼうさいとみおか 41	UM1138LT	2012年4月	203010		良
ぼうさいとみおか 42	UM1138LT	2012年4月	203011		良
ぼうさいとみおか 43	UM1138LT	2012年4月	203012		良
ぼうさいとみおか 44	UM1138LT	2012年4月	203013		良

(2) 車両登録・保有状況

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

区分	乗用車		貨物			乗用			特殊	備考
	普通	小型 (マイクロ)	普通	小型	軽	普通	小型	軽		
登録台数	10	32	265	456	897	2,026	2,118	2,271	179	
(うち町所有)										

(3) 広報設備の整備状況

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

種別	広報施設		広報車 (台数)	消防広報車 (台数)
	対象地域	対象		
防災行政無線	町内全域	町内在住者	3	24
エリアメール	町内全域	町内在住者		

(4) 下水道災害時の応急資機材

管理者：復旧課

保有資材機器名		数量		保有資材機器名		数量			
		貸出可能	保有			貸出可能	保有		
測量器具	1	トランシット	-	(-) 台	管・センサー使用機材その2 保安機材 前線基地設営機材 前線基地設営機材	34	転圧用コブラ	-	(-) 台
	2	レベル	1	(2) 台		35	チェーンソー	2	(4) 台
	3	スタッフ	2	(4) 台		36	電動ハンマー	-	(-) 台
	4	ポール	5	(10) 本		37	溶接機	-	(-) 台
	5	巻尺	2	(4) 個		38	空気呼吸器	-	(-) 個
記録連絡器具	6	デジタルカメラ	2	(5) 台		39	酸素マスク	-	(-) 台
	7	ビデオカメラ	-	(-) 台		40	酸素ボンベ	-	(-) 本
	8	ビデオデッキ	-	(-) 台		41	空気圧縮機	-	(-) 台
	9	黒板+チョーク (ホワイトボードを含む)	1	(2) セット		42	吸入用風管	-	(-) 本
	10	パーソナル無線 (トランシーバー)	-	(-) セット		43	通風機 (排気 (送気) 装置)	-	(-) 台
照明排水機材	11	懐中電灯	2	(5) 個		44	はしご	2	(4) 本
	12	投光器 (電源エンジン付)	-	(-) 台		45	命綱	-	(-) 本
	13	発電機 100V 二相 2線式	-	(1) 台		46	複合型ガス検知器	1	(1) 台
	14	発電機 200V 三相 4線式	-	(-) 台		47	酸素濃度計	-	(-) 個
	15	キャブタイヤケーブル	10	(10) m		48	バリケード	10	(20) 基
	16	水中ポンプ 口径100	-	(-) 台		49	カラーコーン	10	(20) 個
	17	水中ポンプ 口径150	-	(-) 台		50	虎ロープ	5	(10) 本
	18	ホース (水中ポンプ用) 口径100	50	(50) m		51	規制標識	-	(-) 枚
	19	ホース (水中ポンプ用) 口径150	-	(-) m		52	スコップ	10	(20) 本
車両関係	20	作業車両	1	(3) 台		53	防水シート	10	(20) 枚
	21	小型ダンプトラック	-	(-) 台		54	土のう袋	10	(20) 袋
	22	小型クレーン車	-	(-) 台		55	常温アスファルト	10	(20) 袋
	23	高圧洗浄車	-	(-) 台		56	テント (運動会の本部で使うタイプ)	-	(-) 基
	24	汚泥吸引車	-	(-) 台		57	折りたたみ机 (会議テーブル)	2	(4) 台
	25	浚渫土砂運搬車	-	(-) 台		58	折りたたみ椅子	5	(10) 脚
	26	給水車	-	(-) 台		59	簡易トイレ	-	(-) 台
	27	フォークリフト	-	(-) 台		60	双眼鏡	1	(1) 台
管調査	28	管内調査用 TV カメラ 本管用	-	(-) 台		61	管渠調査用鏡	2	(2) 台
	29	〃 取付管用 (簡易なタイプを含む)	-	(-) 台		62	マンホールオープナー	2	(2) 本
管・センサー使用機材その1	30	コンクリートカッター	-	(-) 台		63	点滅ライト	2	(2) 本
	31	陶管カッター	-	(-) 台		64	ハンドマイク	-	(-) 台
	32	高速切断機	-	(-) 台		65	携帯無線機	-	(-) 台
	33	ガス切断機	-	(-) 台					()

8. 危険物取扱事業所一覧

(1) 屋内貯蔵所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
JR 東日本旅客鉄道原ノ町保線区	仏浜字釜田 2 4	1.22 倍	1969 年 12 月 13 日	817 号	
みどり化学 (株) 福島工場	上郡山字太田 3 6 4	86 倍	1982 年 12 月 18 日	6 号	
みどり化学 (株) 福島工場	上郡山字太田 3 6 4	40 倍	2002 年 4 月 18 日	22 号	
みどり化学 (株) 福島工場	上郡山字太田 3 6 4	80 倍	1976 年 6 月 11 日	29 号	
(株) 中村塗装店	本岡字王塚 5 9 0 - 1 8	4.4 倍	1987 年 11 月 9 日	82 号	
太平洋ブリーディング (株) 太平洋牧場	小良ヶ浜字松葉原 4 7	5.47 倍	1994 年 4 月 8 日	24 号	
建装工業 (株)	中央 1 - 2 7	9.95 倍	1995 年 4 月 28 日	18 号	
上岡化学工業 (株)	本岡字王塚 3 7 2	4.15 倍	1995 年 7 月 5 日	42 号	
東京電力パワーグリッド(株) 猪苗代電力所	上手岡字大木戸川原 9 7 - 3	20 倍	2003 年 1 月 20 日	4 号	
東日本エンジニアリング	小浜字大膳町 2 4 4 - 5	4.1 倍	2006 年 6 月 8 日	12 号	
東日本エンジニアリング	小浜字大膳町 2 4 4 - 5	8.51 倍	2009 年 5 月 13 日	38 号	
(株) アトックス福島復興支社	本岡字赤木 1 0 0 - 2	2.80 倍	2008 年 12 月 17 日	177 号	

(2) 屋内タンク貯蔵所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
東日本電信電話 (株) 福島支店	中央 2 - 8 3	4 倍	2003 年 6 月 19 日	51 号	

(3) 屋外貯蔵所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
(株) 猪狩商店	上郡山字太田 1-1	0.8 倍	1981 年 3 月 16 日	13 号	
みどり化学 (株) 福島工場	上郡山字太田 3 6 4	16 倍	1987 年 1 月 9 日	1 号	

(4) 屋外タンク貯蔵所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
双葉砕石工業 (株)	上手岡字片倉 8 8	7.5 倍	1997 年 6 月 13 日	35 号	
双葉砕石工業 (株)	上手岡字片倉 8 8	15 倍	2005 年 8 月 4 日	50 号	
双葉環境センター	小浜 3 0 1	4 倍	1997 年 10 月 2 日	50 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7-1	24.50 倍	2014 年 9 月 16 日	85 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7-1	49.00 倍	2014 年 9 月 16 日	86 号	

(5) 給油取扱所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
(株) 猪狩商店	上郡山字太田 1-1	0.8 倍	1967 年 12 月 4 日	1003 号	
(資) 松屋	中央 2-8 1	88.2 倍	1960 年 12 月 28 日	525 号	
(有) とらや商店	夜ノ森北 1-8 5	78.87 倍	1967 年 12 月 25 日	1075 号	
(有) 末永商事	小良ヶ浜字市の沢 7	163.05 倍	1972 年 8 月 18 日	465 号	
田中合名会社富岡給油所	小浜字中央 3 0 2	64.2 倍	1961 年 12 月 1 日	773 号	
中央石油販売株式会社	中央 1-1 8 7	305.3 倍	1995 年 7 月 17 日	45 号	
常磐交通株式会社	本岡字本町 2-1 7	10.2 倍	1977 年 6 月 24 日	36 号	
(株) アコーディア	本岡字上本町 5 8 4	3.6 倍	1991 年 11 月 28 日	75 号	
(株) 坂建工業	本岡字本町 1 4 0	57 倍	1979 年 4 月 7 日	19 号	
(株) 庄屋運送	本岡字王塚 5 9 0-8	19.2 倍	1988 年 5 月 16 日	22 号	
(株) 丸東	本岡字王塚 6 4 6-1	19 倍	1980 年 7 月 22 日	66 号	
双葉砕石工業 (株) 環境事業部	上手岡字西ノ上 1 6 3-4 1	9.6 倍	1990 年 3 月 8 日	8 号	
双葉砕石工業 (株)	上手岡字片倉 8 8	19.2 倍	1983 年 9 月 12 日	79 号	

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
富岡自動車学校	大菅字川田 1 9 5	36.4 倍	1980 年 8 月 23 日	76 号	
コマツレンタル (株)	本岡字新夜ノ森 1 9 1 - 1	20 倍	2002 年 6 月 17 日	31 号	
東日本高速道路 (株) いわき工事事務所	上手岡字後作	1.9 倍	2003 年 11 月 7 日	87 号	

(6) 移動タンク貯蔵所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
(株) 猪狩商店	上郡山字太田 1 - 1	2.5 倍	2000 年 3 月 31 日	50 号	
(株) 猪狩商店	上郡山字太田 1 - 1	2.0 倍	2001 年 6 月 12 日	36 号	
田中合名会社	小浜字中央 1 - 1 8 9	2.5 倍	2013 年 9 月 19 日	44 号	
田中合名会社	小浜字中央 1 - 1 8 9	4.0 倍	2013 年 10 月 3 日	46 号	
田中合名会社	小浜字中央 1 - 1 8 9	2.0 倍	2015 年 4 月 24 日	28 号	
田中合名会社	小浜字中央 1 - 1 8 9	3.0 倍	2015 年 6 月 30 日	57 号	
田中合名会社	小浜字中央 1 - 1 8 9	3.0 倍	2015 年 6 月 26 日	55 号	
(株) 丸東	本岡字王塚 6 4 6 - 1	2.0 倍	1991 年 7 月 26 日	39 号	
(株) 丸東	本岡字王塚 6 4 6 - 1	2.0 倍	1994 年 1 月 11 日	1 号	
(有) コムロ	夜ノ森南 3 丁目 7 番地	1.35 倍	2000 年 3 月 27 日	48 号	
(有) 末永商事	小良ヶ浜字市の沢 1 4 - 1	1.9 倍	1995 年 12 月 4 日	81 号	
(有) 末永商事	小良ヶ浜字市の沢 1 4 - 1	3.0 倍	2001 年 3 月 16 日	21 号	
(株) 高葉建設	本岡字王塚 3 3 2 - 3	4.0 倍	2014 年 3 月 12 日	24 号	
双葉砕石工業(株)	上手岡字片倉 8 8	1.4 倍	2013 年 7 月 2 日	44 号	
株式会社 伊達重機	本岡字王塚 6 5 0 - 1	4.0 倍	2012 年 11 月 21 日	72 号	
株式会社 伊達重機	本岡字王塚 6 5 0 - 1	4.0 倍	2014 年 7 月 25 日	45 号	
株式会社 伊達重機	本岡字王塚 6 6 7 - 1	2.0 倍	2016 年 3 月 30 日	27 号	

(7) 地下タンク貯蔵所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
------	----	----	-------	------	----

今村病院	上郡山字太田 1-1	2.00 倍	1990 年 11 月 19 日	57 号	
(株) ユアライフ グループホームシニアガーデン	本岡字本町 8 2-3	1.80 倍	1986 年 3 月 18 日	10 号	
(社) 伸生双葉会 館山荘	上手岡字高津戸 1 4 7-2	5.00 倍	1985 年 11 月 1 日	47 号	
(社) 伸生双葉会 館山荘	上手岡字高津戸 1 4 7-2	1.50 倍	1993 年 1 月 20 日	4 号	
東洋育成園	大菅字蛇谷須 9 3	4.00 倍	1978 年 12 月 16 日	91 号	
東洋学園	大菅字蛇谷須 7 9	12.00 倍	1994 年 12 月 20 日	86 号	
ふたば警察署	中央 2-1 9	4.00 倍	1991 年 12 月 2 日	76 号	
富岡町 (リフレ富岡)	夜ノ森北一丁目 3 2-1	15.00 倍	1997 年 6 月 3 日	28 号	
富岡町学校給食共同調理場	本岡字大塚 3 6	1.90 倍	1982 年 12 月 21 日	71 号	
富岡町グリーンフィールド	小浜 4 8 1-1	3.00 倍	1988 年 2 月 8 日	10 号	
富岡町総合福祉センター	小浜字中央 1-3	1.50 倍	1984 年 10 月 12 日	49 号	
富岡町学びの森	本岡字王塚 6 2 2-1	5.00 倍	2002 年 9 月 18 日	45 号	
富岡町役場	本岡字王塚 6 2 2-1	5.00 倍	1991 年 11 月 27 日	74 号	
福島県立富岡高等学校	小浜字中央 6 3 2	4.00 倍	1977 年 11 月 28 日	74 号	
福島県立富岡養護学校	大菅字蛇谷須 1 6 7	10.00 倍	1979 年 11 月 16 日	58 号	
みどり化学(株)福島工場	上郡山字太田 3 6 4	71.25 倍	1980 年 7 月 1 日	57 号	
みどり化学(株)福島工場	上郡山字太田 3 6 4	4.75 倍	1978 年 9 月 1 日	49 号	
(有) 末永商事	小良ヶ浜字市の沢 1 4-1	30.00 倍	1978 年 9 月 6 日	58 号	
(株) 藤越	本岡字本町 3-1 0	5.00 倍	1992 年 7 月 31 日	48 号	
(株) 猪狩商店	上郡山字太田 2 1-1	4.80 倍	1980 年 12 月 8 日	101 号	
木村管工	本岡字本町 1 0 8	7.50 倍	1979 年 8 月 31 日	45 号	
(株) アコーディア	本岡字上本町 1 5 1	5.00 倍	1990 年 11 月 19 日	59 号	
(株) 双葉企業	下郡山字下郡 1 6 0	96.00 倍	2015 年 12 月 9 日	95 号	

(8) 一般取扱所

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
みどり化学(株)福島工場	上郡山字太田 3 6 4	10.30 倍	1978 年 2 月 23 日	6 号	
みどり化学(株)福島工場	上郡山字太田 3 6 5	25.50 倍	1977 年 7 月 28 日	46 号	
みどり化学(株)福島工場	上郡山字太田 3 6 6	25.85 倍	1980 年 7 月 11 日	62 号	
みどり化学(株)福島工場	上郡山字太田 3 6 7	29.10 倍	2003 年 10 月 20 日	83 号	

事業所名	住所	倍数	許可年月日	許可番号	備考
猪狩商店	上郡山字太田 2 1 - 1	1.50 倍	1981 年 1 月 9 日	9 号	
大河原商店	小浜字大膳町 3 3	9.50 倍	1969 年 12 月 6 日	570 号	
コメリ	本岡字新夜ノ森 5 3 3	29.50 倍	2001 年 6 月 26 日	39 号	
ダイユーエイト富岡店	本岡字新夜ノ森 5 6 1	29.80 倍	2001 年 5 月 8 日	30 号	
富岡町立 富岡第一中学校	小浜字中央 2 3 7 - 2	1.90 倍	1987 年 1 月 9 日	2 号	
富岡町立 富岡第二小学校	本岡字宮ノ原 1 0 3	2.40 倍	1973 年 1 月 23 日	1 号	
藤田 幸雄	小浜字大膳町 2 5 7	10.00 倍	1987 年 5 月 25 日	36 号	
富岡町 (リフレ富岡)	夜の森北 1 丁目 3 2 - 1	4.90 倍	1997 年 7 月 3 日	41 号	
(有) 末永商事	小良ヶ浜字市ノ沢 1 4 - 1	4.80 倍	1978 年 9 月 6 日	59 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7 - 1	9.28 倍	2014 年 8 月 13 日	48 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7 - 1	9.28 倍	2014 年 8 月 13 日	49 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7 - 1	3.26 倍	2014 年 8 月 13 日	50 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7 - 1	3.26 倍	2014 年 8 月 13 日	51 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7 - 1	7.00 倍	2014 年 9 月 16 日	83 号	
三菱重工・化学エンジニアリング (株)	毛萱字浜畑 1 9 7 - 1	7.00 倍	2014 年 9 月 16 日	84 号	
(株) 双葉企業	下郡山字下郡 1 6 0	96.00 倍	2016 年 3 月 9 日	22 号	

(9) 東京電力ホールディングス (株) 福島第二原子力発電所

施設別	施設名称	倍数	許可年月日	許可番号	備考
地下タンク貯蔵所	ガスタービン施設	200.00 倍	2012 年 10 月 31 日	65 号	
屋外タンク貯蔵所	4 号 A 系統軽油タンク	360.00 倍	1984 年 2 月 9 日	5 号	
屋外タンク貯蔵所	4 号 B 系統軽油タンク	360.00 倍	1984 年 2 月 9 日	6 号	
屋外タンク貯蔵所	3 号 A 系統軽油タンク	360.00 倍	1983 年 7 月 22 日	67 号	
屋外タンク貯蔵所	3 号 B 系統軽油タンク	360.00 倍	1983 年 5 月 25 日	50 号	
屋内貯蔵所	危険物屋内貯蔵所	14.33 倍	1982 年 3 月 31 日	16 号	
屋外貯蔵所	危険物屋外貯蔵所	13.20 倍	2012 年 2 月 28 日	8 号	
一般取扱所	3 号機原子炉建屋	57.00 倍	1983 年 2 月 21 日	13 号	
一般取扱所	3 号機タービン建屋	89.32 倍	1983 年 1 月 12 日	5 号	
一般取扱所	4 号機原子炉建屋	57.00 倍	1983 年 7 月 22 日	68 号	
一般取扱所	4 号機タービン建屋	91.25 倍	1983 年 6 月 21 日	56 号	

施設別	施設名称	倍数	許可年月日	許可番号	備考
一般取扱所	ガスタービン施設	29.00倍	2012年10月31日	66号	
一般取扱所	充填所	29.00倍	2012年10月31日	67号	

9. 原子力関係

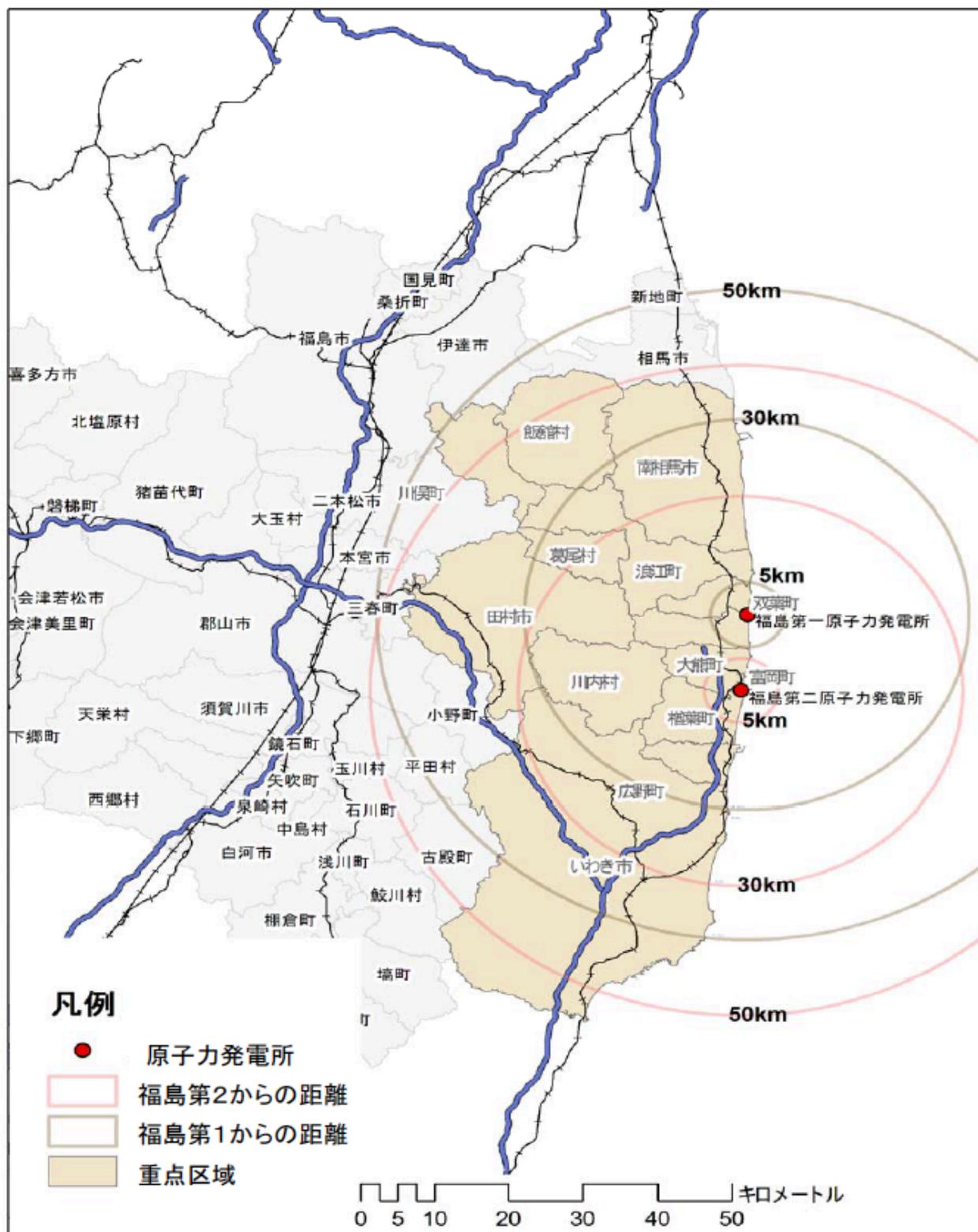
(1) 原子力発電施設の概要

		東京電力ホールディングス(株) 福島第一原子力発電所 (※1)						東京電力ホールディングス(株) 福島第二原子力発電所			
		1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	1号機	2号機	3号機	4号機
1	設置位置	双葉郡大熊町				双葉郡双葉町		双葉郡楢葉町		双葉郡富岡町	
2	設置者	東京電力株式会社									
3	炉型式	沸騰水型軽水炉 (BWR) マーク I					沸騰水型軽水炉 (BWR) マーク II				
4	発電出力	46 万 KW	78.4 万 KW	78.4 万 KW	78.4 万 KW	78.4 万 KW	110 万 KW	110 万 KW	110 万 KW	110 万 KW	110 万 KW
5	発電所 用地面積	約 350 万 m ²					約 150 万 m ²				
6	建設費 (億円)	391	562	624	803	905	1,754	3,560	2,763	3,146	2,914
7	電源開発 調整審議会 承認年月日	41. 4. 4 ※2 43.12.25	42.12.22	44. 5.23	46. 6.30	46. 2.26	46.12.17	47. 6. 7	50. 3.17	52. 3.15	53. 7.14
8	原子炉 設置許可 申請年月日	41. 7. 1 ※2 43.11.19	42. 9.18	44. 7. 1	46. 8. 5	46. 2.22	46.12.21	47. 8.28	51.12.21	53. 8.16	53. 8.16
9	原子炉安全 専門審査会 報告年月日	41.11.17 ※2 44. 2.27	43. 3.26	44.12.25	46.12.23	46. 8.19	47.11.21	49. 4.27	53. 5.23	55. 7. 9	55. 7. 9
10	原子炉 設置許可 年月日	41.12. 1 ※2 44. 4. 7	43. 3.29	45. 1.23	47. 1.13	46. 9.23	47.12.12	49. 4.30	53. 6.26	55. 8. 4	55. 8. 4
11	電気工作物 設置許可 年月日	41.12. 1	43. 3.29	45. 1.23	47. 1.13	46. 9.23	47.12.12	49. 4.30	53. 6.26	55. 8. 7	55. 8. 7
12	第一回工事 計画認可 年月日	42. 9.29	44. 5.27	45.10.17	47. 5. 8	46.12.22	48. 3.16	50. 8.21	54. 1.23	55.11.10	55.11.10
13	着工年月日	42. 9.29	44. 5.27	45.10.17	47. 9.12	46.12.22	48. 5.18	50.11. 1	54. 2.28	55.12. 1	55.12. 1
	燃料装荷 年月日	45. 7. 4	48. 3.15	49. 8. 1	52.12.15	52. 7. 2	54. 1.16	56. 5. 8	58. 4. 1	59. 9.27	61.10. 1
	初臨界 年月日	45.10.10	48. 5.10	49. 9. 6	53. 1.28	52. 8.26	54. 3. 9	56. 6.17	58. 4.26	59.10.18	61.10.24
	運転開始 年月日	46. 3.26	49. 7.18	51. 3.27	53.10.12	53. 4.18	54.10.24	57. 4.20	59. 2. 3	60. 6.21	62. 8.25
14	燃料体 装荷数	400本	548本	548本	548本	548本	764本	764本	764本	764本	764本

※1 福島第一原子力発電所1～4号機は、平成24年4月19日廃止

※2 40万KWから46万KWへの変更申請による年月日

(2) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域図）



(3) 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（行政区名）

[福島第一原子力発電所に係る地域]

距離	行政区名	行政区数
0 km～5 km (PAZ)	—	—
5 km～30 km (UPZ)	全行政区	27

[福島第二原子力発電所に係る地域]

距離	行政区名	行政区数
0 km～5 km (PAZ)	新町、上本町、王塚、本町、岩井戸、清水、上郡、太田、下郡山、毛萱、仏浜、駅前、西原、中央、小浜、深谷、栄町、新夜ノ森	18
5 km～30 km (UPZ)	杉内、仲町、高津戸、下千里、大菅、夜の森駅前北、夜の森駅前南、赤木、小良ヶ浜	9

※ 4～7 km にまたがる行政区は、「0～5 km」の区域の欄に記載。

(4) 原子力発電所からの方位別・距離別行政区

発電所名	原子力発電所方位	0～3kmの区域 (1km以内の 全方位を含む)	3～5kmの区域	5～10kmの区域
東京電力 ホールデ ィングス (株) 福 島第一原 子力発電 所	A 南～南南西 0°～22.5°			小良ヶ浜、大菅、新夜ノ森、 深谷、王塚、上本町、本町、 小浜、中央、栄町、仏浜、 駅前、西原、清水
	B 南南西～南西 22.5°～45°			大菅、仲町、高津戸、新夜ノ森 夜の森駅前北、夜の森駅前南、 下千里、新町、王塚、上本町、 本町
	C 南西～西南西 45°～67.5°			大菅、仲町、杉内
	D 西南西～西 67.5°～90°			
	E 西～西北西 90°～112.5°			
	F 西北西～北西 112.5°～135°			
	G 北西～北北西 135°～157.5°			
	H 北北西～北 157.5°～180°			

(注) 1 方位区分上の行政区、2～3の方位にまたがる行政区については、重複して記載した。

(注) 2 距離区分において、2以上の区分にまたがる行政区については、それぞれ短い距離の区域に含めて記載した。(例：4～7kmにまたがる行政区→3～5kmの区域の欄に記載)

発電所名	原子力発電所 方位	0～3kmの区域 (1km以内の 全方位を含む)	3～5kmの区域	5～10kmの区域
東京電力 ホールデ ィングス (株)福 島第二原 子力発電 所	A 南～南南西 0°～22.5°	毛萱、太田		
	B 南南西～南西 22.5°～45°	毛萱、太田		
	C 南西～西南西 45°～67.5°	毛萱、太田		
	D 西南西～西 67.5°～90°	毛萱、太田、上 郡		
	E 西～西北西 90°～112.5°	毛萱、太田、上 郡	岩井戸	赤木
	F 西北西～北西 112.5°～135°	毛萱、太田、下 郡山、清水、西 原、上郡	岩井戸、本町、 上本町	赤木、下千里、仲町、杉内
	G 北西～北北西 135°～157.5°	毛萱、太田、下 郡山、西原、清 水、中央、本町	王塚、上本町、 新夜ノ森、新町	下千里、高津戸、夜の森駅前 南、夜の森駅前北、大菅、仲 町、杉内
	H 北北西～北 157.5°～180°	毛萱、太田、下 郡山、西原、小 浜、仏浜、駅 前、栄町、中央	王塚、深谷、新 夜ノ森	小良ヶ浜、夜の森駅前北、大菅

(注) 1 方位区分上の行政区、2～3の方位にまたがる行政区については、重複して記載した。

(注) 2 距離区分において、2以上の区分にまたがる行政区については、それぞれ短い距離の区域に含めて記載した。(例：4～7kmにまたがる行政区→3～5kmの区域の欄に記載)

(5) 発電所からの距離別避難対象人口

※対象人口（平成22年国勢調査人口に基づいたもの）

[福島第一原子力発電所からの距離別行政区別人口]

(単位：人)

市町村名	距離	行政区名	人口	市町村人口計
富岡町	5km～10km	小良ヶ浜、新夜ノ森、深谷、大菅、夜の森駅前北、夜の森駅前南、小浜、高津戸、新町、下千里、仲町、王塚、上本町、杉内、仏浜、中央、栄町、駅前、西原、本町	12,890	16,001
	10km～20km	上郡、下郡山、仏浜、毛萱、太田、岩井戸、赤木、西原、清水	3,111	

[福島第二原子力発電所からの距離別行政区別人口]

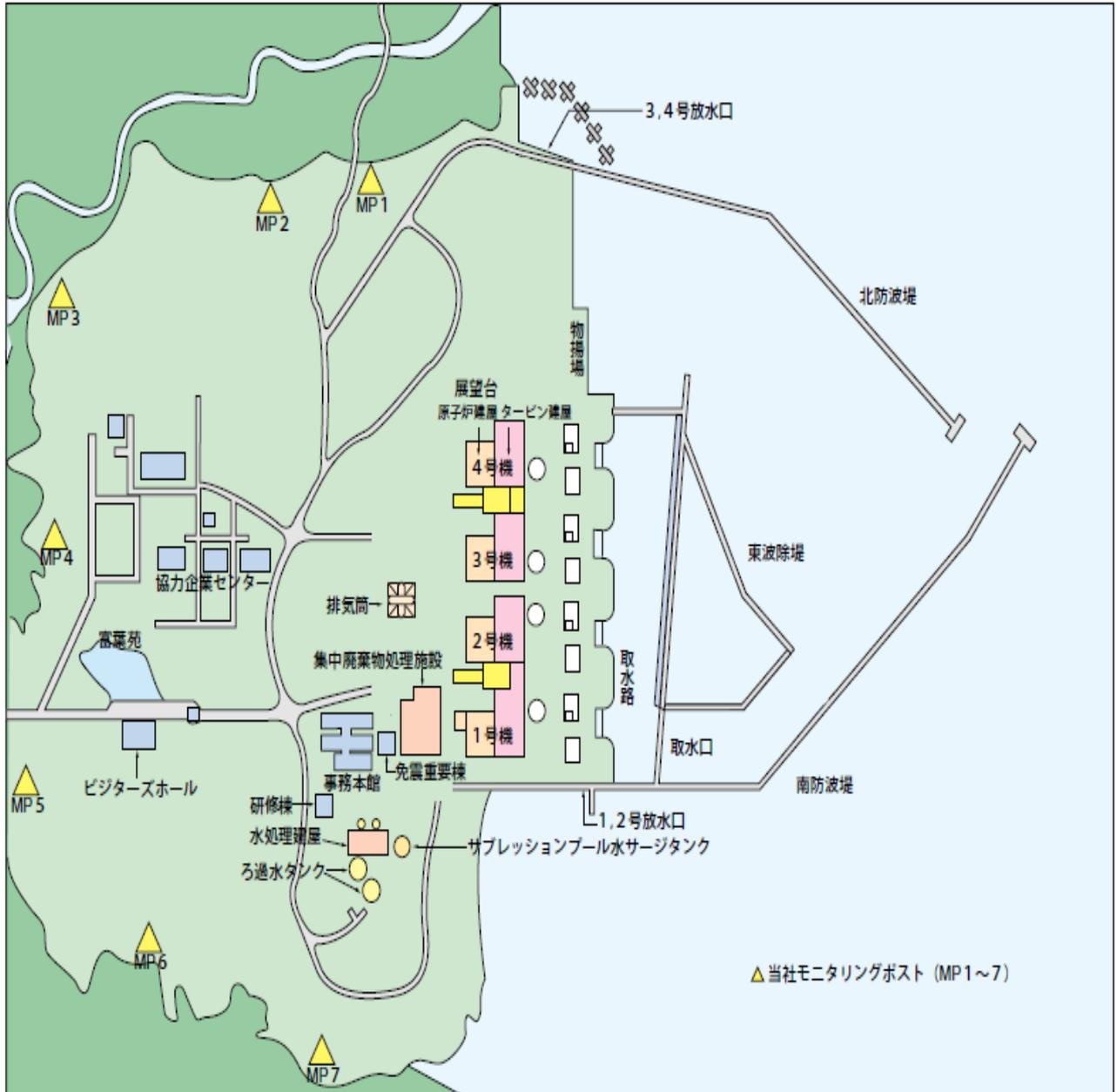
(単位：人)

市町村名	距離	行政区名	人口	市町村人口計
富岡町	～5km	太田、下郡山、毛萱、上郡、清水、西原、駅前、仏浜、岩井戸、中央、本町、栄町、小浜、上本町、王塚、赤木、深谷、新夜ノ森、新町	8,866	16,001
	5km～10km	岩井戸、赤木、王塚、上本町、下千里、新夜ノ森、新町、高津戸、夜の森駅前南、夜の森駅前北、大菅、深谷、小良ヶ浜、仲町、杉内	7,135	

(6) 非常用電源設備の整備状況

※今後、消防交通係で整備予定

[福島第二原子力発電所 配置図]



(8) 行政区別・年齢別人口

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

行政区名	世帯数	人口 (人)			年齢別構成 (人)							
		男	女	総計	0~2	3~6	7~18	19~39	40~64	65~74	75以上	
杉内	83	136	135	271	3	11	32	49	88	41	47	
仲町	135	183	209	392	3	8	45	68	132	55	81	
高津戸	180	226	217	443	10	9	50	80	150	70	74	
下千里	136	211	210	421	6	11	41	103	157	47	56	
大菅	274	269	235	504	11	5	32	118	196	60	82	
夜の森駅前北	241	252	275	527	13	11	56	91	186	81	89	
夜の森駅前南	423	489	520	1,009	37	51	125	239	329	117	111	
新町	303	367	359	726	22	19	67	180	240	98	100	
赤木	34	50	49	99	1	1	5	17	39	14	22	
上本町	50	66	67	133	1	1	8	26	49	23	25	
王塚	523	694	702	1,396	31	40	170	317	529	188	121	
本町	349	398	367	765	9	10	63	151	275	133	124	
岩井戸	79	124	106	230	4	7	18	52	79	32	38	
清水	337	413	429	842	15	21	92	177	294	130	113	
上郡	38	64	56	120	1	1	12	26	36	21	23	
太田	53	66	70	136	5	1	9	26	44	19	32	
下郡山	114	153	171	324	8	7	25	83	122	35	44	
毛萱	33	47	43	90	2	3	2	20	23	28	12	
仏浜	34	28	41	69	0	0	2	10	24	22	11	
駅前	87	109	111	220	4	10	28	38	65	34	41	
西原	419	488	460	948	22	24	105	236	316	116	129	
中央	344	395	417	812	31	39	76	190	261	93	122	
小浜	315	411	417	828	17	21	111	170	321	101	87	
深谷	118	156	148	304	13	12	26	74	98	53	28	
小良ヶ浜	128	167	166	333	6	10	34	65	103	58	57	
栄町	33	39	53	92	3	4	15	18	28	15	9	
新夜ノ森	645	853	846	1,699	52	67	245	427	623	169	116	
計	5,508	6,854	6,879	13,733	330	404	1,494	3,051	4,807	1,853	1,794	

(9) 道路に関する調べ(国道、県道)

(平成26年1月1日現在)

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
国道	国道6号	いわき市勿来町 ～南相馬市鹿島区	144.7	144.7	9.5	144.7	いわき市 広野町 檜葉町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 南相馬市	平11区、12区、28区 他 19区、21区 山田岡、下小埜、大谷、下繁岡 毛萱、上郡山、下郡山、西原、 中央、小浜、王塚、夜の森、大 菅 熊2区、大和久、夫沢2区、夫 沢3区、野馬形 細谷、新山、下条、長塚、中田 小高区、原町区、鹿島区	南北に縦断 (東京～岩 沼)
	国道49号	いわき市常磐上矢田町 ～いわき市三和町上三 坂	37.0	37.0	9.5	37.0	いわき市	下好間、中好間 他	いわき～新 潟を縦断
	114号	川俣町大字羽田 ～浪江町大字幾世橋	55.9	55.9	6.0	55.9	浪江町 川俣町		
	288号	田村市船引町 ～双葉町大字新山	53.0	53.0	5.9	52.6	双葉町 大熊町 田村市		
	289号	いわき市田人町 ～いわき市錦町	23.9	23.9	6.5	19.4	いわき市		
	349号	いわき市三和町 ～川俣町小島	39.1	39.1	5.9	38.4	いわき市 田村市 川俣町		

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
国道	399号	いわき市平 ～飯館村二枚橋	97.3	97.3	5.1	60.1	いわき市		
							田村市		
川内村									
浪江町									
葛尾村									
459号	川俣町山木屋 ～浪江町大字幾世橋	6.6	6.6	5.9	6.6	川俣町			
						浪江町			
県道	小名浜小野線	いわき市小名浜 ～いわき市三和町	37.7	37.7	6.4	29.9	いわき市		
	日立いわき線	いわき市勿来町 ～いわき市中岡町	11.1	11.1	6.2	11.1	いわき市		
	原町川俣線	南相馬市原町区 ～川俣町大字飯坂中道	38.8	38.8	6.1	38.8	南相馬市		
							川俣町		
							飯館村		
	いわき石川線	いわき市常盤湯本町 ～いわき市田人町	28.0	28.0	6.7	28.0	いわき市		
	小名浜四倉線	いわき市泉町 ～いわき市四倉町	22.4	22.4	6.1	22.4	いわき市		
	船引大越小野線	田村市船引町 ～田村市滝根町	21.3	21.3	5.5	21.3	田村市		
	いわき上三坂小野線	いわき市常磐 ～いわき市三和町	50.9	50.9	5.2	43.1	いわき市		
小名浜平線	いわき市小名浜 ～いわき市平	11.8	11.8	13.0	11.8	いわき市			
浪江国見線	浪江町大字津島 ～飯館村佐須	20.7	20.7	5.8	20.6	浪江町			
						飯館村			

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
県道	相馬浪江線	南相馬市鹿島区 ～浪江町大字室原	31.8	31.8	5.8	30.8	南相馬市		
							浪江町		
	いわき浪江線	いわき市平 ～浪江町大字室原	57.9	57.9	5.7	51.0	いわき市		
							広野町		
							檜葉町		
							富岡町		
							大熊町		
							浪江町		
	小野富岡線	田村市滝根町 ～富岡町大字小良ヶ浜	45.1	45.1	5.6	35.7	いわき市		
							田村市		
							富岡町		
							川内村		
原町浪江線	南相馬市原町区本町 ～浪江町大字昼曾根	13.5	13.5	5.5	11.9	南相馬市			
						浪江町			
川俣安達線	川俣町大字鶴沢 ～川俣町大字鶴沢	0.6	0.6	6.0	0.6	川俣町			
小野四倉線	いわき市三和町 ～いわき市四倉町	35.7	35.7	5.0	30.1	いわき市			
江名常磐線	いわき市江名 ～いわき市常磐	10.3	10.3	6.0	10.3	いわき市			
久之浜停車場線	いわき市久之浜町 ～いわき市久之浜町	0.1	0.1	3.0	0.0	いわき市			
木戸停車場線	檜葉町大字山田岡 ～檜葉町大字山田岡	1.9	1.9	4.5	0.5	檜葉町			
富岡停車場線	富岡町大字仏浜 ～富岡町大字小浜	0.8	0.8	4.5	0.2	富岡町			

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
県道	鹿島日下石線	南相馬市鹿島区 ～南相馬市鹿島区	1.9	1.9	5.5	1.8	南相馬市		
	夜ノ森停車場線	富岡町夜ノ森 ～富岡町夜ノ森	1.6	1.6	6.0	1.6	富岡町		
	大野停車場大川原線	大熊町大字下野上 ～大熊町大字大川原	3.5	3.5	6.0	3.5	大熊町		
	浪江停車場線	浪江町大字権現堂 ～浪江町大字権現堂	0.3	0.3	6.0	0.3	浪江町		
	小高停車場線	南相馬市小高区 ～南相馬市小高区	0.3	0.3	6.0	0.3	南相馬市		
	磐城太田停車場線	南相馬市原町区 ～南相馬市原町区	2.3	2.3	4.7	0.7	南相馬市		
	鹿島停車場線	南相馬市鹿島区 ～南相馬市鹿島区	0.2	0.2	6.0	0.2	南相馬市		
	船引停車場線	田村市船引町 ～田村市船引町	0.5	0.5	6.0	0.5	田村市		
	甲塚古墳線	いわき市平 ～いわき市平	4.8	4.8	6.0	4.8	いわき市		
	窪田江栗線	いわき市錦町 ～いわき市錦町	2.0	2.0	4.7	2.0	いわき市		
	泉岩間植田線	いわき市泉町 ～いわき市植田町	8.9	8.9	12.0	8.9	いわき市		
	釜戸小名浜線	いわき市渡辺町 ～いわき市泉町	10.3	10.3	5.3	10.1	いわき市		
	下高久谷川瀬線	いわき市平 ～いわき市平	6.3	6.3	6.0	6.3	いわき市		
	小浜上郡山線	富岡町大字本岡 ～富岡町大字上郡山	2.3	2.3	4.7	1.7	富岡町		
小塙上郡山線	檜葉町大字下小塙 ～富岡町大字上郡山	8.2	8.2	4.8	6.8	檜葉町 富岡町			

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
県道	白岩久之浜線	いわき市四倉町 ～いわき市久之浜町	4.7	4.7	6.0	4.7	いわき市		
	折木筒木原久之浜線	広野町大字折木 ～いわき市久之浜町	8.0	8.0	5.8	7.7	いわき市		
							広野町		
	片倉末続停車場線	いわき市四倉町 ～いわき市久之浜町	15.9	7.6	3.5	2.3	いわき市		
	小川赤井平線	いわき市小川町 ～いわき市平	7.5	7.5	4.7	7.3	いわき市		
	上戸渡広野線	いわき市小川町 ～広野町大字上浅見川	20.0	12.1	4.0	6.1	いわき市		
							広野町		
	下川内竜田停車場線	川内村大字下川内 ～檜葉町大字井出	18.0	4.6	3.5	3.1	檜葉町		
							川内村		
	小良ヶ浜野上線	富岡町大字本岡 ～大熊町大字野上	11.7	11.7	5.6	9.3	富岡町		
							大熊町		
	夫沢大野停車場線	大熊町大字夫沢 ～大熊町大字下野上	4.9	4.9	5.8	4.7	大熊町		
	落合浪江線	葛尾村大字落合 ～浪江町大字権現堂	30.3	30.3	3.8	8.4	浪江町		
							葛尾村		
	長塚請戸浪江線	双葉町大字長塚 ～浪江町大字幾世橋	7.7	7.7	5.3	7.7	双葉町		
浪江町									
幾世橋小高線	浪江町大字幾世橋 ～南相馬市小高区	9.4	9.4	4.6	7.7	南相馬市			
						浪江町			
井出長塚線	浪江町大字井出 ～双葉町大字長塚	6.0	6.0	5.2	5.6	双葉町			
						浪江町			
中ノ森加倉線	浪江町大字立野 ～浪江町大字加倉	4.3	4.3	4.8	4.0	浪江町			
中ノ内小高線	南相馬市小高区 ～南相馬市小高区	5.1	5.1	5.9	5.0	南相馬市			
城下小高線	南相馬市小高区 ～南相馬市小高区	0.3	0.3	3.5	0.1	南相馬市			

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
県道	北泉小高線	南相馬市原町区 ～南相馬市小高区	12.4	12.4	5.6	10.2	南相馬市		
	大甕磐城太田停車場 線	南相馬市原町区 ～南相馬市原町区	1.8	1.8	3.7	0.0	南相馬市		
	小浜字町線	南相馬市原町区 ～南相馬市原町区	6.0	6.0	5.8	5.5	南相馬市		
	下渋佐南新田線	南相馬市原町区 ～南相馬市原町区	3.7	3.7	4.8	3.1	南相馬市		
	馬場太田線	南相馬市原町区 ～南相馬市原町区	2.9	2.9	3.0	0.0	南相馬市		
	鳥崎江垂線	南相馬市鹿島区 ～南相馬市鹿島区	3.4	3.4	5.5	2.8	南相馬市		
	南海老鹿島線	南相馬市鹿島区 ～南相馬市鹿島区	3.3	3.3	6.0	3.3	南相馬市		
	大芦鹿島線	南相馬市原町区 ～南相馬市鹿島区	11.2	11.2	4.6	4.2	南相馬市		
	草野大倉鹿島線	飯館村草野 ～南相馬市鹿島区	24.5	24.5	5.3	19.5	南相馬市 飯館村		
	月館川俣線	川俣町大字羽田 ～川俣町大字羽田	2.7	2.7	4.5	1.5	川俣町		
	上川内川前線	川内村大字上川内 ～いわき市川前町	12.3	12.3	4.7	7.2	いわき市		
	実沢要田線	田村市船引町 ～田村市船引町	2.3	2.3	4.3	1.0	田村市		
	門沢三春線	田村市船引町 ～田村市船引町	5.6	5.6	5.3	4.1	田村市		
	栗出菅谷線	田村市大越町 ～田村市滝根町	3.0	3.0	6.0	3.0	田村市		
	柳渡戸常葉線	田村市常葉町 ～田村市常葉町	8.7	8.7	5.0	6.6	田村市		

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
県道	石沢荻田線	田村市船引町 ～田村市船引町	2.1	2.1	4.7	1.0	田村市		
	白石月館線	飯館村白石 ～飯館村前田	5.0	5.0	4.2	0.9	飯館村		
	広野停車場線	広野町大字下浅見川 ～広野町大字上浅見川	0.9	0.9	4.0	0.7	広野町		
	川前停車場上三坂線	いわき市川前町 ～いわき市三和町	12.7	12.7	5.4	9.8	いわき市		
	神俣停車場川前線	田村市滝根町 ～いわき市川前町	14.4	14.4	4.3	8.7	いわき市		
							田村市		
	八茎四倉線	いわき市四倉町 ～いわき市四倉町	11.0	9.0	4.3	7.0	いわき市		
	上移常葉線	田村市船引町 ～田村市常葉町	10.9	10.9	4.0	1.2	田村市		
	湯の岳別所線	いわき市内郷高野町 ～いわき市常磐	9.4	9.4	6.0	9.4	いわき市		
	高久鹿島線	いわき市平 ～いわき市鹿島町	4.0	4.0	10.0	4.0	いわき市		
	あぶくま洞都路線	田村市滝根町 ～田村市都路町	24.0	22.1	3.9	3.5	田村市		
	豊間四倉線	いわき市平 ～いわき市四倉町	15.1	15.1	5.6	11.5	いわき市		
	才鉢前山線	いわき市田人町 ～いわき市田人町	13.9	12.5	3.2	0.0	いわき市		
広野小高線	広野町大字折木 ～南相馬市小高区	47.9	47.5	4.6	42.3	南相馬市			
						広野町			
						檜葉町			
						富岡町			
						大熊町			
						浪江町			

区分	路線名	区間	延長 km	内舗装路 延長・km	平均幅員 m	規格改良済		沿線行政区名	備考
						延長・ km	市町村名		
県道	上北迫下北迫線	広野町大字上北迫 ～広野町大字下北迫	2.3	2.3	6.0	2.3	広野町		

(10) 道路に関する調べ（高速道路）

1) 高速道路の概要

(平成 26 年 1 月 1 日現在)

区分	路線名	区間	区間延長 km	平均幅員 m	備考
高速道路	常磐道	南相馬市	14.4	(車道幅員) 12 (橋梁 7)	暫定 2 車線 (相馬～南相馬)
		富岡町～広野町	16.4	(車道幅員) 12 (橋梁 10)	暫定 2 車線 (常磐富岡～広野)
		いわき市～広野町	26.6	(車道幅員) 12 (橋梁 23)	暫定 2 車線 (広野～いわき中央)
			21.0	(車道幅員) 24 (橋梁 18)	4 車線 (いわき中央～いわき勿来)
	磐越道	いわき市～田村市	55.7	(車道幅員) 21 (橋梁 41)	4 車線 (いわき J～船引三春)

2) 区間内インターチェンジの概要

区分	名称	所在地	備考
インターチェンジ	南相馬 I C	福島県南相馬市	常磐道
	常磐富岡 I C	福島県双葉郡広野町	常磐道
	広野 I C	福島県双葉郡富岡町	常磐道
	いわき四倉 I C	福島県いわき市	常磐道
	いわき中央 I C	福島県いわき市	常磐道
	いわき勿来 I C	福島県いわき市	常磐道
	いわき三和 I C	福島県いわき市	磐越道
	小野 I C	福島県田村郡小野町	磐越道
船引三春 I C	福島県田村市	磐越道	

3) 最寄のサービスエリア、パーキングエリアの状況

区分	名称	所在地	駐車台数 (台)	備考
サービスエリア	磐越道阿武隈高原 S A	福島県田村市船引町	(上り) 大型 20 小型 30 トレーラー 2 (下り) 大型 20 小型 30 トレーラー 2	
パーキングエリア	常磐道四倉 P A	福島県いわき市四倉町	(上り) 大型 15 小型 16 トレーラー 2 (下り) 大型 15 小型 16 トレーラー 2	
	常磐道湯ノ岳 P A	福島県いわき市内郷白水町	(上り) 大型 12 小型 20 トレーラー 2 (下り) 大型 12 小型 20 トレーラー 2	
	磐越道差塩 P A	福島県いわき市三和町	(上り) 大型 10 小型 30 トレーラー 4 (下り) 大型 16 小型 16 トレーラー 4	

(11) 道路に関する調べ（町道）

「平成 27 年度 道路台帳調書」を参照のこと

(12) 交通状況（常磐自動車道）

1) 月別通行台数（平成 27 年度）

（単位：台／日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度
常磐自動車道	206,810	211,468	208,290	214,986	223,838	218,262	220,819	217,688	213,894	196,989	207,302	223,397	213,690

2) 車種別通行台数（年度計・日平均）

（単位：台／日）

	軽自動車	普通車	中型車	大型車	特大車	合計
常磐自動車道	23,574	145,021	22,390	19,288	3,417	213,690

(13) コンクリート屋内退避施設一覧

整理 No.	行政区	福島第一 からの位置		福島第二 からの位置		避難施設名 (施設利用の可否、 代替えは別に定める)	所在地	管理者	電話番号 (0240-)	収容人 員	構 造	区 分	備 考
		方位	距離	方位	距離								
79	仲町	南西～西南 西	5～10 km	北西～北北西	5～10 km	上手岡多目的集会所	上手岡字下千里 64	仲町区 長		75	RC	避難 集合	
77	高津戸	南南西～南 西	5～10 km	北西～北北西	5～10 km	高津戸多目的集会所	本岡字清水前 107	高津戸 区長		51	RC	避難 集合	
71	大菅	南～南南西	5～10 km	北西～北北西	5～10 km	県立富岡養護学校	大菅字蛇谷須 167	福島県	22-4550	1,588	RC	避難 集合	
83	夜の森駅 前北	南南西～南 西	5～10 km	北西～北北西	5～10 km	リフレ富岡	夜の森北 1-32	富岡町		300	RC	避難 集合	
69	夜の森駅 前南	南南西～南 西	5～10 km	北西～北北西	5～10 km	富岡第二中学校 (体育館除く)	夜の森南 4-42	富岡町	22-3331	1,247	RC	避難 集合	
69	新町	南南西～南 西	5～10 km	北西～北北西	5～10 km	富岡第二中学校 (体育館除く)	夜の森南 4-42	富岡町	22-3331	1,247	RC	避難 集合	
81	赤木	南南西～南 西	10～20 km	西～西北西 西北西～北西	～5 km 5～10 km	赤木多目的集会所	本岡字赤木 275-1	赤木区 長		51	RC	避難 集合	
131	王塚	南～南南西 南南西～南 西	5～10 km	北西～北北西 北北西～北	～5 km 5～10 km	富岡第二小学校 (体育館)	本岡字王塚 37	富岡町	22-3055	500	RC	集合	
67	王塚					富岡第二小学校 (体育館除く)	本岡字王塚 36	富岡町	22-3055	1,284	RC	避難 集合	
69	王塚					富岡第二中学校 (体育館除く)	夜の森南 4-42	富岡町	22-3331	1,247	RC	避難 集合	
150	王塚					夜の森幼稚園	本岡字王塚 36	富岡町	22-2627	168	RC	集合	
75	本町	南～南南西	5～10 km	北西～北北西	～5 km	中央児童館	本町 2-58	富岡町	22-5985	66	RC	避難 集合	
78	岩井戸	南～南南西	10～20 km	西～西北西 西北西～北西	～5 km 5～10 km	上郡山多目的集会所	上郡山字上郡 17	上郡山 区長		75	RC	避難 集合	

整理 No.	行政区	福島第一 からの位置		福島第二 からの位置		避難施設名 (施設利用の可否、 代替えは別に定める)	所在地	管理者	電話番号 (0240-)	収容人 員	構 造	区 分	備 考
		方位	距離	方位	距離								
70	清水		10～20 km	西北西～北西 北西～北北西		県立富岡高等学校 (体育館除く)	小浜字中央 632	福島県	22-4141	1,472	RC	避難 集合	
78	上郡	南～南南西	10～20 km	西南西～西 西～西北西 西北西～北西	～5 km	上郡山多目的集会所	上郡山字上郡 17	上郡山 区長		75	RC	避難 集合	
84	下郡山	南～南南西	10～20 km	西北西～北西 北西～北北西 北北西～北	～5 km	J A福島さくら南部営 農センター	下郡山字真壁 300	J A福 島さく ら		913	RC	避難 集合	
66	毛萱	南～南南西	10～20 km	南～南南西 南南西～南西 南西～西南西 西南西～西 西～西北西 西北西～北西 北西～北北西 北北西～北	～5 km	富岡第一中学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	富岡町	22-2014	1,465	RC	避難 集合	
66	仏浜	南～南南西	5～20 km	北北西～北	～5 km	富岡第一中学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	富岡町	22-2014	1,465	RC	避難 集合	
66	駅前	南～南南西	5～10 km	北北西～北	～5 km	富岡第一中学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	富岡町	22-2014	1,465	RC	避難 集合	
82	西原	南～南南西	10～20 km	西北西～北西	～5 km	西原富岡公共職業安定 所	小浜字大膳町 109-1	西原区 長		199	RC	避難 集合	
70	西原			北西～北北西 北北西～北		県立富岡高等学校 (体育館除く)	小浜字中央 632	福島県	22-4141	1,472	RC	避難 集合	

整理 No.	行政区	福島第一 からの位置		福島第二 からの位置		避難施設名 (施設利用の可否、 代替えは別に定める)	所在地	管理者	電話番号 (0240-)	収容人 員	構 造	区分	備 考
		方位	距離	方位	距離								
74	中央	南～南南西	5～10 km	北西～北北西 北北西～北	～5 km	総合福祉センター	中央 1-8-1	富岡町	22-5522	384	RC	避難 集合	
66	中央					富岡第一小学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	富岡町	22-2014	1,465	RC	避難 集合	
68	中央					富岡第一中学校 (体育館除く)	小浜字中央 237	富岡町	22-2020	1,629	RC	避難 集合	
73	小浜	南～南南西	5～10 km	北北西～北	～5 km	総合スポーツセンター (総合体育館)	小浜 481	富岡町	22-2690	446	RC	避難 集合	
66	栄町	南～南南西	5～10 km	北北西～北	～5 km	富岡第一中学校 (体育館除く)	小浜字中央 237-1	富岡町	22-2014	1,465	RC	避難 集合	
76	新夜ノ森	南～南南西 南南西～南 西	5～10 km	北西～北北西 北北西～北	～5 km 5～10 km	新田多目的集会所	本岡字新夜ノ森 795-3	新夜ノ 森区長		39	RC	避難 集合	
131	新夜ノ森					富岡第二小学校 (体育館)	本岡字王塚 37	富岡町	22-3055	500	RC	集合	
67	新夜ノ森					富岡第二小学校 (体育館除く)	本岡字王塚 36	富岡町	22-3055	1,284	RC	避難 集合	

(14) 緊急被ばく医療施設

1) 初期被ばく医療機関

(平成 28 年 3 月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町 2 丁目 54-6	0244-22-3181	
独立行政法人 労働者健康福祉機構 福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	0246-26-1111	
いわき市総合磐城共立病院	いわき市内郷御厩町久世原 16	0246-26-3151	
福島県立大野病院	双葉郡大熊町下野上大野 98-1	0240-32-2240	休止中
福島県厚生農業協同組合連合会 双葉厚生病院	双葉郡双葉町大字新山字久保前 100	0240-33-2151	休止中
医療法人社団 邦論会 今村病院	双葉郡富岡町本岡字関ノ前 243	0240-22-6522	休止中

2) 二次緊急時医療施設

(平成 28 年 3 月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
福島県環境医学研究所内検査 除染室	双葉郡大熊町大字下野上字大野 199	0240-32-3325	休止中
医療法人社団 邦論会 今村病院	双葉郡富岡町本岡字関ノ前 243	0240-22-6522	休止中

3) 二次被ばく医療機関

(平成 28 年 3 月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111	

4) 高度被ばく医療支援センター

(平成 28 年 3 月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111	

5) 原子力災害医療・総合支援センター

(平成 28 年 3 月末現在)

医療機関名	所在地	電話番号	備考
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	024-547-1111	

(15) 機器保守サービス事業者

(平成 28 年 7 月現在)

事業者名	所在地	電話番号	備考
日本電気（株）福島支店	福島市本町 5 番 5 号 殖銀フコク生命ビル 8 階	024-521-5511	庁舎内ネットワーク 構築
（株）福島情報処理センター	郡山市桑野三丁目 18 番 24 号	024-923-2116	住民記録等システム 全般

(16) 気象観測結果

ア 風向、風速、気温、湿度、降雨雪量、大気安定度の月別記録

No.1 檜葉町繁岡

測定年月	測定項目 風 向 (最多)	風速(m/sec)		気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 雪		大 気 安定度 (最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日 数	
平成 24 年 4 月	南	13.6	2.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 5 月	南南東	7.7	2.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 6 月	北	9.2	1.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 7 月	南南東	7.2	1.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 8 月	南南東	5.7	1.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 9 月	北北西	10.4	2.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 10 月	北北西	10.1	2.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 11 月	西北西	8.6	2.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 12 月	西北西	7.8	2.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 1 月	北北西	9.1	2.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 2 月	西北西	8.1	2.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 3 月	北北西	12.2	3.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注)「/」は測定未実施項目。

No.2 富岡町富岡

測定年月	測定項目 風向 (最多)	風速(m/sec)		気温(°C)			湿度(%)			降雨雪		大気 安定度 (最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
平成24年4月	西	14.0	2.3	21.6	-3.6	9.8	95.7	21.0	72.1	70.5	11	D
平成24年5月	西	7.3	1.9	24.4	5.7	15.1	96.8	25.6	79.5	291.5	15	D
平成24年6月	西	9.8	1.8	28.1	9.7	17.3	97.7	47.3	82.9	196.5	10	D
平成24年7月	東	5.2	1.5	33.6	14.7	22.2	97.7	51.2	85.4	178.0	13	D
平成24年8月	南南東	5.0	1.6	33.9	17.3	25.3	97.4	50.8	80.9	4.5	4	G
平成24年9月	南南東	7.2	1.9	29.9	14.0	23.2	97.1	50.5	84.9	227.0	14	D
平成24年10月	西	6.5	1.8	29.4	5.8	16.0	95.9	35.5	76.5	287.0	13	D
平成24年11月	西	10.0	2.0	19.2	-3.3	9.6	95.5	26.2	69.7	49.5	7	D
平成24年12月	西	9.7	2.2	14.4	-6.3	4.0	95.5	17.3	64.9	56.5	11	D
平成25年1月	西	10.5	2.1	12.1	-8.3	0.8	93.1	25.2	65.5	31.5	3	G
平成25年2月	西	10.2	2.5	16.6	-9.0	1.9	95.6	23.7	57.6	18.5	5	D
平成25年3月	西	16.2	3.0	21.7	-5.8	7.5	93.9	14.2	57.8	10.0	5	D

(注)「/」は測定未実施項目。

No. 3 大熊町大野

測定項目 測定年月	風向 (最多)	風速(m/sec)		気温(°C)			湿度(%)			降雨雪		大気 安定度 (最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
平成24年4月	南南東	15.9	2.9	21.3	-1.7	10.2	95.9	17.3	67.8	59.5	10	D
平成24年5月	南南東	9.2	2.4	24.3	7.6	15.7	96.1	19.1	72.8	346.5	15	D
平成24年6月	北	7.5	2.0	27.7	10.7	17.8	95.8	42.0	77.5	222.0	9	D
平成24年7月	南南東	6.3	1.7	35.7	15.3	22.9	95.3	34.6	79.8	189.0	12	D
平成24年8月	南南東	6.5	1.7	35.0	18.1	26.1	93.7	39.8	74.7	10.0	5	D
平成24年9月	南南東	12.7	2.5	31.4	15.7	23.4	94.9	39.3	78.7	175.5	15	D
平成24年10月	西北西	9.7	2.5	30.8	7.3	16.4	95.2	28.8	68.5	241.0	12	D
平成24年11月	西	10.3	2.6	19.5	-1.5	9.9	94.1	19.4	62.7	49.5	7	D
平成24年12月	西	13.8	3.0	14.7	-5.5	4.2	95.7	14.5	60.5	50.5	12	D
平成25年1月	西北西	14.2	2.8	12.6	-7.9	1.2	96.0	21.0	61.3	22.5	4	D
平成25年2月	西北西	12.9	3.2	16.1	-7.7	2.1	95.7	21.1	54.7	22.5	6	D
平成25年3月	西	19.5	3.7	22.8	-3.9	7.7	95.1	12.6	52.8	7.0	4	D

(注)「/」は測定未実施項目。

No. 4 双葉町郡山

測定年月	風向 (最多)	風速(m/sec)		気温 (°C)			湿度 (%)			降雨雪		大気 安定度 (最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日数	
平成 24 年 4 月	西北西	8.5	1.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 5 月	西北西	6.0	1.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 6 月	東	12.5	0.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 7 月	南東	3.7	0.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 8 月	南東	3.6	0.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 9 月	西北西	5.0	0.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 10 月	西北西	5.3	1.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 11 月	西北西	6.5	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 12 月	西北西	10.4	1.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 1 月	西北西	7.3	1.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 2 月	西北西	8.4	1.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 3 月	西北西	12.6	1.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注)「/」は測定未実施項目。

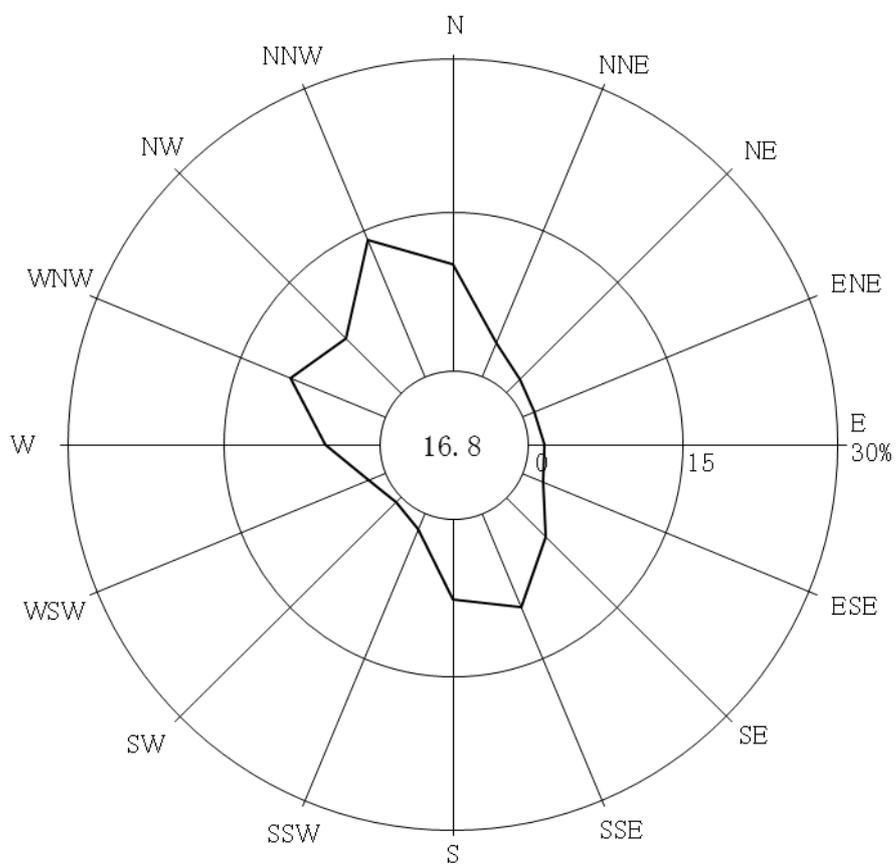
No.5 浪江町幾世橋

測定年月	風 向 (最多)	風速(m/sec)		気 温 (°C)			湿 度 (%)			降 雨 雪		大 気 安定度 (最多)
		最大値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	量(mm)	日 数	
平成 24 年 4 月	西北西	11.9	1.9	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 5 月	南南東	6.6	1.3	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 6 月	東北東	7.2	1.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 7 月	南南東	5.4	1.1	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 8 月	南南東	5.5	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 9 月	南	10.1	1.5	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 10 月	西北西	9.4	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 11 月	西北西	4.9	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 24 年 12 月	西北西	6.3	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 1 月	西北西	5.3	1.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 2 月	西北西	6.7	1.4	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平成 25 年 3 月	西北西	8.5	1.8	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注)「/」は測定未実施項目。

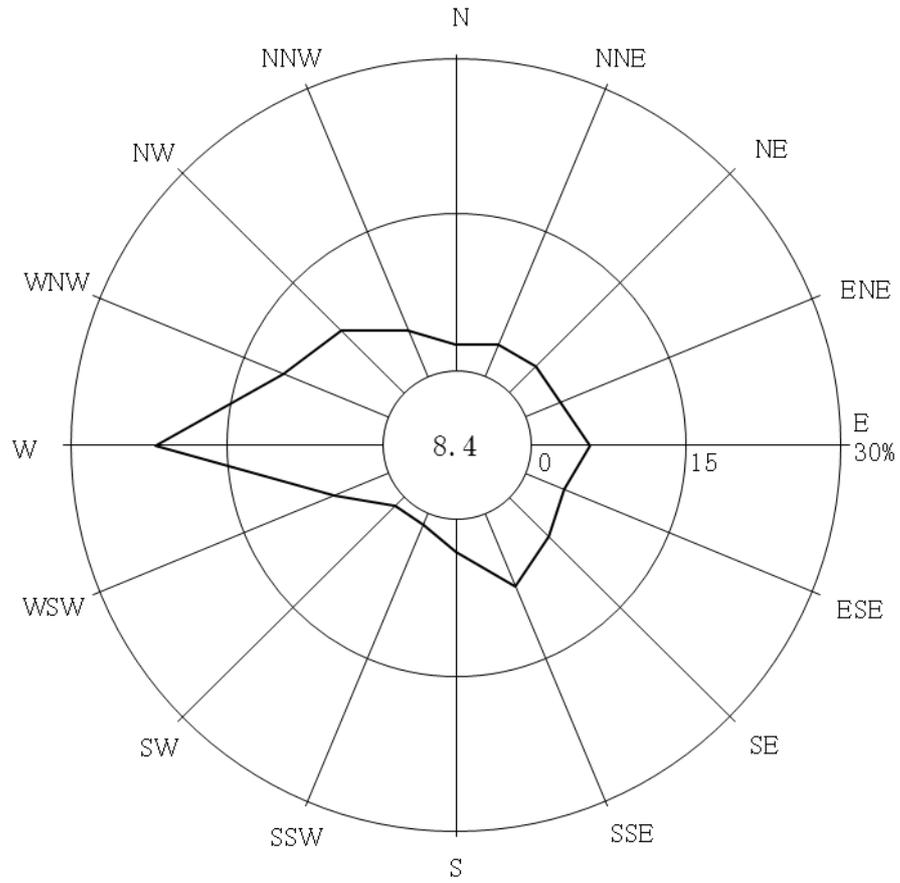
ア 風配図

No.1 檜葉町繁岡



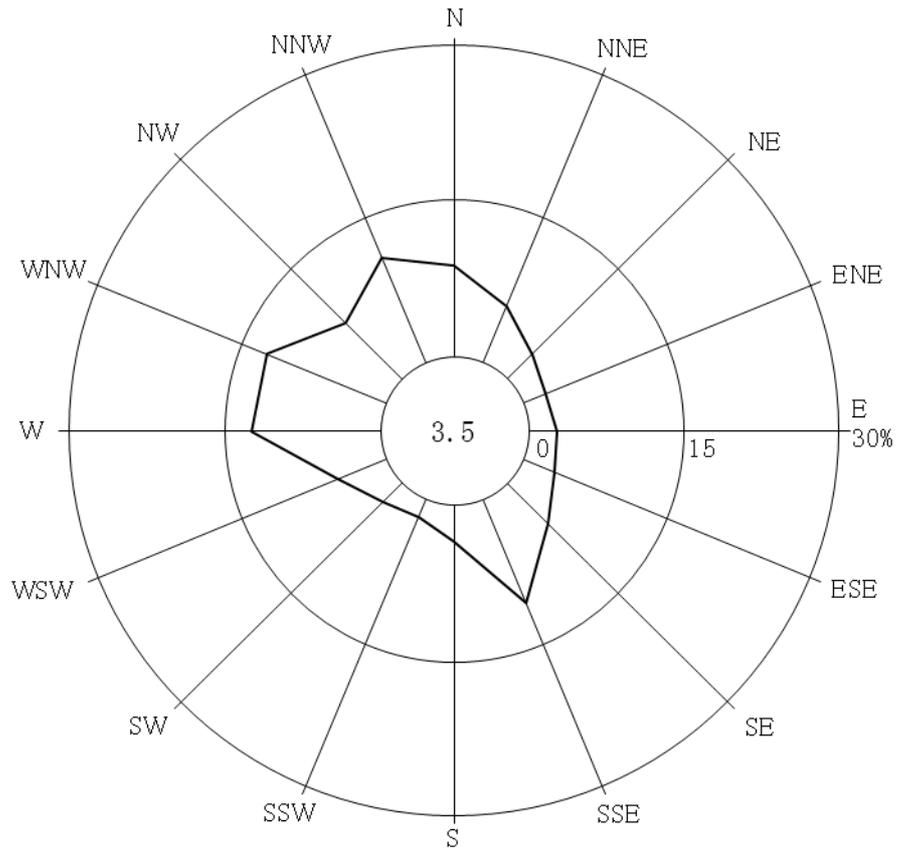
(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

No.2 富岡町富岡



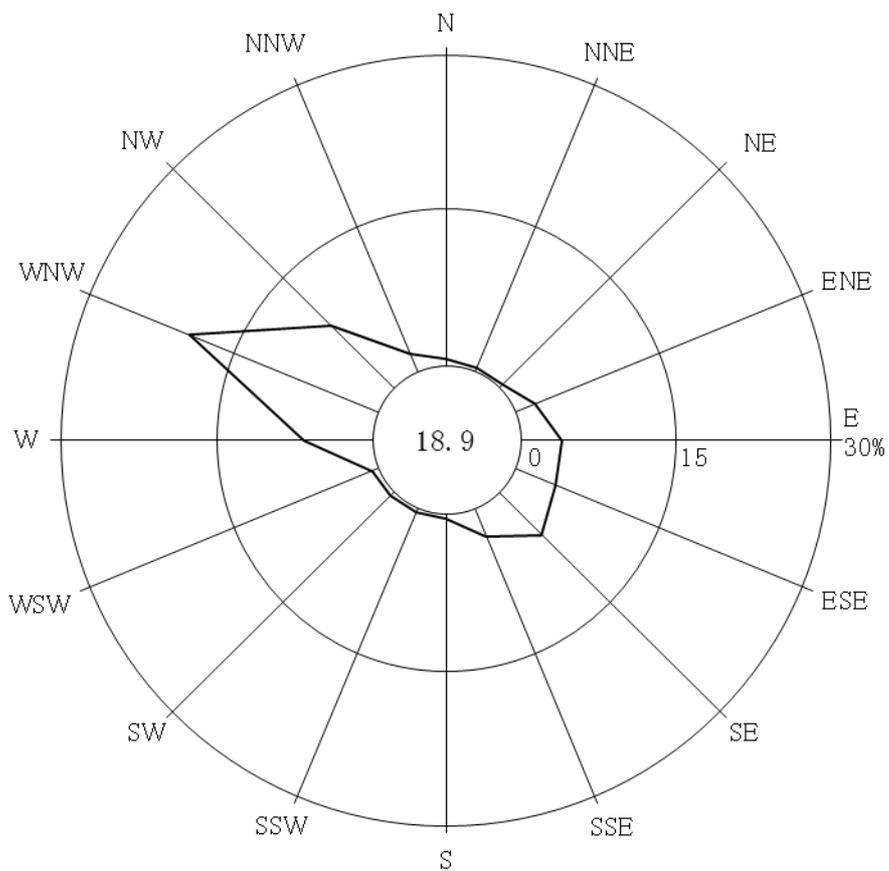
(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

No. 3 大熊町大野



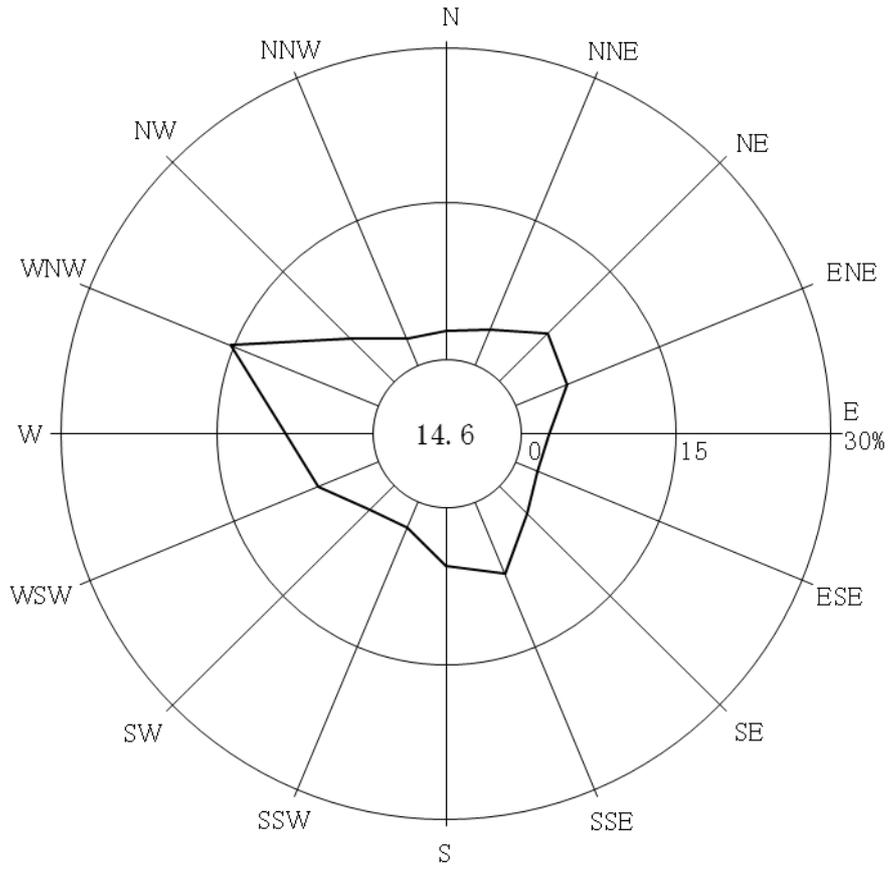
(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

No. 4 双葉町郡山



(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

No. 5 浪江町幾世橋



(注) 小円内の数字は静穏の頻度 (%)

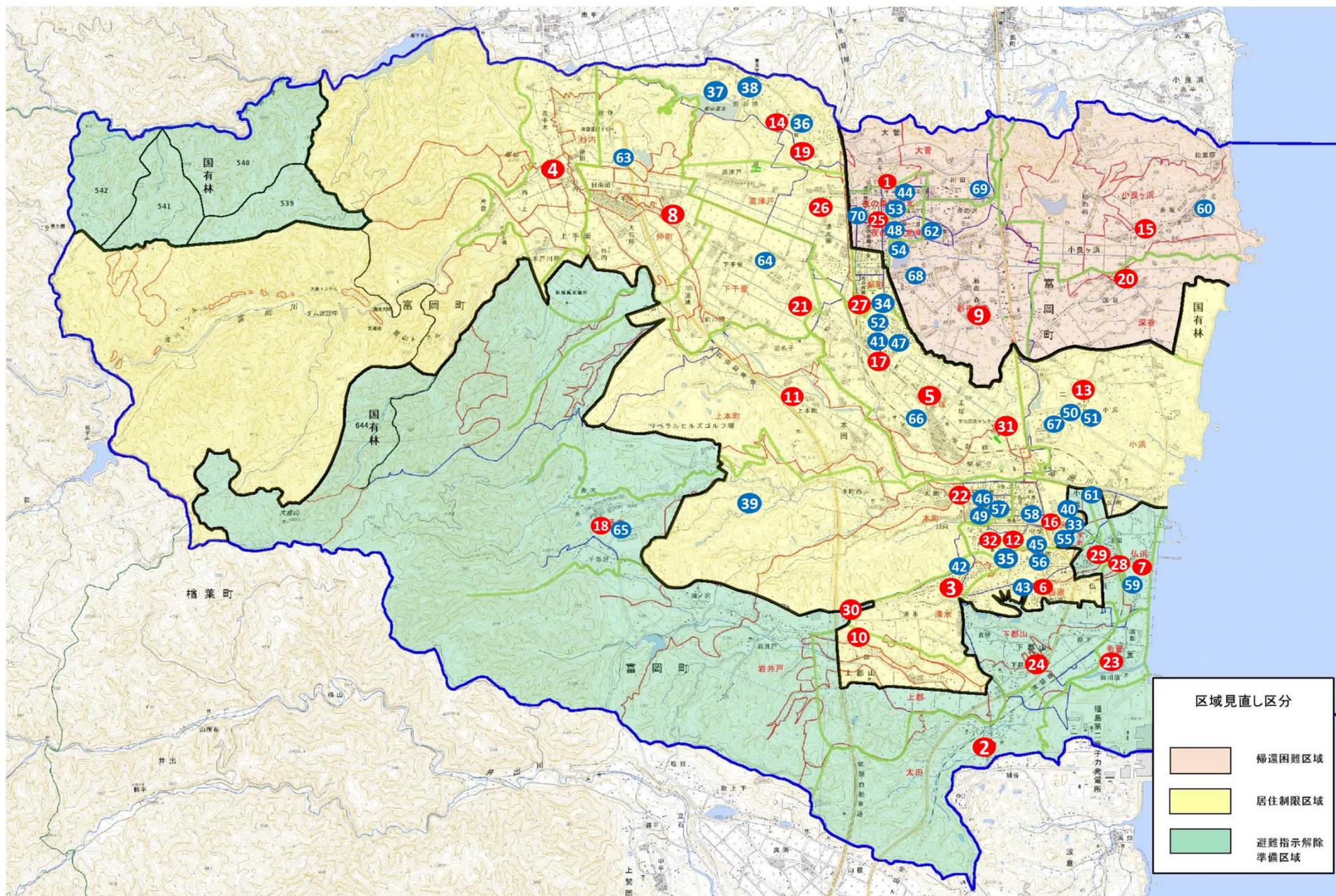
(17) 町内モニタリングポスト設置位置図

No.	施設名	住所
1	夜の森駅前北集会所	富岡町大字大菅字大平 214-4
2	太田集会所	富岡町大字上郡山字太田 238
3	清水集会所	富岡町大字上郡山字清水 51
4	杉内集会所	富岡町大字上手岡字茂手木 168-1
5	王塚集会所	富岡町大字本岡字王塚 373-1
6	西原集会所	富岡町大字小浜字大膳町 152
7	仏浜集会所	富岡町大字仏浜字釜田 431-1
8	上手岡多目的集会所	富岡町大字上手岡字下千里 64
9	新田多目的集会所	富岡町大字本岡字新夜ノ森 795-3
10	上郡山多目的集会所	富岡町大字上郡山字上郡 17
11	上本町構造改善センター	富岡町大字本岡字上本町 115-4
12	富岡町中央会館	富岡町中央 1-127
13	小浜第二公民館	富岡町小浜 478-1
14	養護老人ホーム東風荘	富岡町大字大菅字蛇谷須 178-1
15	小良ヶ浜集会所	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂 314
16	富岡第一小学校	富岡町大字小浜字中央 237-1
17	富岡第二小学校	富岡町大字本岡字王塚 36
18	赤木多目的集会所	富岡町大字本岡字赤木 275-1
19	大菅集会所	富岡町大字大菅字蛇谷須 204-4
20	深谷集会所	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂 401-1
21	下千里集会所	富岡町大字上手岡字下千里 349-2
22	本町集会所	富岡町大字本岡字本町 14
23	毛萱集会所	富岡町大字毛萱字前川原 85
24	下郡山集会所	富岡町大字下郡山字真壁 327-1
25	夜の森駅前南集会所	富岡町字夜の森南 1-25-3
26	高津戸集会所	富岡町大字本岡字清水前 107
27	新町集会所	富岡町字夜の森南 4-53
28	J R 富岡駅前町営駐車場	富岡町大字仏浜字釜田 124
29	栄町公民館	富岡町大字小浜字中央 609
30	岩井戸農村広場	富岡町大字上郡山字清水 1-2
31	富岡町文化交流センター	富岡町大字本岡字王塚 622-1
32	富岡町教育支援センター	富岡町大字小浜字中央 464-4
33	富岡第一中学校	富岡町大字小浜字中央 237
34	富岡第二中学校	富岡町字夜の森南 4-43
35	県立富岡高等学校	富岡町大字小浜字中央 632
36	県立富岡養護学校	富岡町大字大菅字蛇谷須 167
37	東洋育成園	富岡町大字大菅字蛇谷須 93
38	東洋学園	富岡町大字大菅字蛇谷須 79
39	光洋愛成園	富岡町大字本岡字本町西 632-1
40	富岡幼稚園	富岡町大字小浜字中央 422-1
41	夜の森幼稚園	富岡町大字本岡字王塚 36
42	学校法人富岡幼稚園	富岡町大字小浜字大膳町 73-2
43	富岡保育所	富岡町大字小浜字大膳町 152
44	夜の森保育所	富岡町字夜の森北 3-1-4
45	すみれ保育園	富岡町大字小浜字中央 703-3
46	富岡町中央児童館	富岡町本町 2-58
47	夜の森児童館	富岡町大字本岡字王塚 241-1
48	老人福祉センター	富岡町字夜の森南 2-1

No.	施設名	住所
49	富岡町総合福祉センター	富岡町中央 1-8-1
50	富岡町総合スポーツセンター	富岡町小浜 481 の一部
51	富岡町野外活動センター	富岡町小浜 304 の一部
52	富岡町総合運動場	富岡町大字本岡字王塚 814
53	夜の森公園	富岡町字夜の森北 2-13-1
54	夜の森つつみ公園	富岡町字夜の森南 2 丁目地内
55	富岡公園	富岡町大字小浜字中央 570
56	大膳原児童公園	富岡町大字小浜字大膳町 174
57	岡内中央児童公園	富岡町中央 1-28
58	岡内東児童公園	富岡町中央 2-18
59	富岡浄化センター	富岡町大字仏浜字釜田 379
60	小良ヶ浜多目的運動広場	富岡町大字小良ヶ浜字赤坂地内
61	曲田区画整理地内 1 号公園	富岡町大字小浜字中央地内
62	桜公園	富岡町桜 2-27
63	常磐富岡 I C 駐車場	富岡町大字上手岡字後作 152-5, 152-7, 152-8
64	下千里ニュータウン公園	富岡町大字上手岡字下千里 200-16
65	工業団地公園	富岡町大字本岡字赤木 100-15
66	王塚第一なかよし広場	富岡町大字本岡字王塚 423-1
67	エスバイエル公園	富岡町小浜 497-147
68	新田第三なかよし広場	富岡町大字本岡字新夜ノ森 657-1
69	桜ヶ丘ニュータウン公園	富岡町大字大菅字川田 154-39
70	J R 夜の森駅前町営駐車場	富岡町大字本岡字新夜ノ森 13-5

 可搬型モニタリングポスト

 リアルタイム線量計



区域見直し区分

	帰宅困難区域
	居住制限区域
	避難指示解除準備区域

(18) 農産物の収穫等状況

[穀物類・野菜]

町名	種類 項目	水 稻		大 豆	
		平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
いわき市	面積 (ha)	4,610	3,860	105	53
	収穫 (t)	23,900	20,200	120	69
田村市	面積 (ha)	1,960	1,420	78	45
	収穫 (t)	9,900	7,070	84	48
南相馬市	面積 (ha)	4,840	153	346	87
	収穫 (t)	25,900	793	315	79
川俣町	面積 (ha)	416	226	19	8
	収穫 (t)	2,070	1,080	19	9
広野町	面積 (ha)	200	145	6	2
	収穫 (t)	1,030	716	3	2
檜葉町	面積 (ha)	423	5	10	-
	収穫 (t)	2,170	26	6	-
富岡町	面積 (ha)	541	-	18	-
	収穫 (t)	2,800	-	15	-
川内村	面積 (ha)	283	134	19	1
	収穫 (t)	1,450	661	9	1
大熊町	面積 (ha)	591	-	72	-
	収穫 (t)	3,080	-	45	-
双葉町	面積 (ha)	512	-	24	-
	収穫 (t)	2,720	-	22	-
浪江町	面積 (ha)	1,250	-	96	-
	収穫 (t)	6,560	-	117	-
葛尾村	面積 (ha)	128	1	7	-
	収穫 (t)	637	6	5	-
飯館村	面積 (ha)	697	-	19	-
	収穫 (t)	3,620	-	13	-
合 計	面積 (ha)	16,451	5,944	819	196
	収穫 (t)	85,837	30,552	773	208

(19) 原子力防災資機材一覧

No.	品名	数量	保管場所
1	電子式個人線量計	185 個	富岡町役場 桑野分室
2	ゴム長靴	160 足	富岡町役場 桑野分室
3	防護マスク (半面型)	160 個	富岡町役場 桑野分室
4	防護マスク吸引缶 (ヨウ素用)	960 個	富岡町役場 桑野分室
5	除染キット	1 式	富岡町役場 桑野分室
6	サーベイメータ (GM 管式)	3 台	富岡町役場 桑野分室
7	サーベイメータ (シンチレーション式)	3 台	富岡町役場 桑野分室
8	衛星携帯電話 (ハンドセット、 電池パック、AC アダプタ)	1 台	富岡町役場 郡山事務所
		1 台	富岡町保健センター
9	保護具セット	480 式	富岡町役場 桑野分室
10	広報車両 (拡声器、散光式警告灯)	1 台	富岡町役場 郡山事務所

(20) 車両登録台数一覧

(平成 28 年 1 月 1 日末現在)

市町村名	区分	バス				トラック				乗用			特殊	備考
		大型	定員数	普通 (マイクロ)	定員数	大型	普通	小型	軽	普通	小型	軽		
富岡町	登録台数			7	29				5	28		18	8	
	(うち乗合)													
	(うち町所有)			7	29				5	28		18	8	

(21) 安定ヨウ素剤の配備状況

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

保管場所	保管数量 (丸)
富岡町保健センター	83,000

(22) 被害状況報告様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	
受信者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区分				
事故の概要					
死傷者	死者	性別	男 人 合計	負傷者等 人 (人)	
			女 人 人	重症 人 (人)	
	年齢	男	歳 歳	中等症 人 (人)	
		女	歳 歳	軽症 人 (人)	
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)		台	
		消防団		台	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
その他		人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他 参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(23) 原子力用語集

※「福島県原子力用語集」

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16025c/genan183.html>) 等を参考

【あ行】

IAEA (国際原子力機関、International Atomic Energy Agency)

世界平和・健康及び繁栄のため原子力の貢献を促進すること、また、軍事転用されないための保障措置を実施することを目的に 1957 年に設立された国際機関である。

安全確保協定

福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の保守運営に係る周辺地域住民の安全確保を目的とした協定。安全確保対策等のため必要な事項はその都度通報連絡され、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡されることになっている。

安定ヨウ素剤

原子力災害時等により、放射性ヨウ素が体内に摂取されると、甲状腺に集まりやすい性質がある。この放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを軽減するために服用する医薬品がヨウ素剤である。体内に摂取された放射性ヨウ素は迅速に血液中に移行するが、ヨウ素剤を摂取することで、血液中の安定ヨウ素に対する放射性ヨウ素の割合が減少し、甲状腺に達する放射性ヨウ素の量が減少する。

EAL (緊急事態の区分を判断するための基準、Emergency Action Level)

事故の発生した原子力発電所の状態がどの緊急事態区分（警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態）に該当するか判断する技術的基準。

一時移転

放射性物質の放出後、被ばくの影響をできる限り低減することを目的とした防護措置である。高い空間放射線量率が計測された地域においては数時間から 1 日以内に、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においては、1 週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じる。

ウラン

天然に存在する 92 種類の元素の中で最も重い元素で、すべて放射性同位元素である。天然のウランにはウラン-234（存在比 0.005%）、ウラン-235（同 0.72%）、ウラン-238（同 99.275%）が存在する。このうち原子炉で核分裂するのはほとんどがウラン-235 で、ウラン-238 は原子炉中で中性子を吸収しプルトニウム-239 となる。

OIL (運用上の介入レベル、Operational Intervention Level)

防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値より求めたレベルをいう。事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路等を仮定して、包括的判断基準に相当する計測可能な値として導き出される。OIL としては、空間線量率、表面汚染密度、空气中放射性物質濃度等の様々な値が考えられる。

オフサイトセンター (緊急事態応急対策拠点施設)

原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、国立研究開発法人 放射線医学総合研究所、国立研究開発法人

日本原子力研究開発機構等の関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設である。

屋内退避

放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【か行】

外部被ばく

人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。起因となる主な放射線はガンマ線、エックス線、ベータ線及び中性子線である。

核種（放射性核種）

原子核の種類のことをいい、原子番号と質量数で区別する。例えば、水素（原子番号 1）には、質量数が 1 の核種（軽水素）と、2 の核種（重水素）及び 3 の核種（トリチウム）の 3 つの核種が存在する。

確定的影響（非確率的影響）

しきい値を超える被ばくをした場合にだけ現れ、受けた放射線の量に依存して症状が重くなるような影響。大量の放射線を受けた結果多数の細胞死が起きたことが原因と考えられる。確定的影響には、急性の骨髄障害、胎児発生への影響（精神遅延、小頭症）、白内障等が含まれる。

確率的影響

放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響で、しきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によって DNA に異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。

環境試料

原子力発電所の事故影響による環境放射能を測定するため、県内全域で採取され、分析される陸土、上水、海水、海底沈積物、農畜産物、水産物等である。

帰還困難区域

5 年間を経過してもなお、年間積算線量が 20 ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が 50 ミリシーベルト超の地域。住民の一時立ち入りの際、スクリーニングを確実に実施し個人線量管理や防護装備の着用を徹底することとしている。

緊急時環境放射線モニタリング（緊急時モニタリング）

放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングのこと。

緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）

※「オフサイトセンター」と共通

緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施

設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。緊急事態区分は、このような対応を実現するためのものであり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするものである。

緊急時モニタリングセンター

国、地方公共団体及び原子力事業者及び関係指定公共機関等が連携した緊急時モニタリングを行うため、原子力施設立地地域に、緊急時モニタリングの実施に必要な機能を集約した緊急時モニタリングセンターの体制を準備する。緊急時モニタリングセンターは、国の指揮の下に国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員で構成される。

空間線量率

空間中の放射線の量を1時間当たりで表したものである。降雨などの気象状況により数値の変動がある。

警戒区域

市町村長が設定する、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、立入制限や退去等を命ずる区域である。

計数率

放射線を計数装置（測定器に入射した放射線の数を数える装置）で測定したときの単位時間あたりの数（カウント数）をいう。1分間あたりの計数率は cpm と表記し、1秒間あたりの計数率は cps と表記する。

原災法 15 条の原子力緊急事態宣言の基準

国は、原子力災害対策特別措置法（原災法）第 10 条にもとづく原子力事業所からの通報後、引き続き原子力事業所の状況、放射線量等に関する情報を入手し、原災法第 15 条に該当するかどうかの判断を行う。また、該当すると判断した場合には、緊急事態宣言を発出し原子力災害対策本部を立ち上げる。緊急事態判断基準（15 条事態）は次のとおりである。

- ・原子力事業者または関係都道府県の放射線測定設備により、事業所境界付近で 500 マイクロシーベルト/時を検出した場合
- ・排気筒等通常放出場所、管理区域以外の場所、輸送容器から 1m 離れた地点で、それぞれ通報事象の 100 倍の数値を検出した場合
- ・臨界事故の発生
- ・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置の作動に失敗すること 等

原災法 10 条の通報すべき基準

原子力災害対策特別措置法第 10 条による特定事象が発生した場合、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報する基準のことである。

緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level）

※「EAL」と共通

警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第 15 条に定める原子力緊急事態に至った場合、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出される。国は原子力災害対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置、原子力事業者、国の各機関、関係自治体等に対する必要な指示等を行うとともに、原子力災害現地対策本部（本部：副大臣）をオフサイトセンターに設置し、原子力災害合同対策協議会が組織される。

原子力災害合同対策協議会

原子力災害が発生した場合に、オフサイトセンターにおいて、国の原子力災害現地対策本部や地方公共団体の災害対策本部等が組織する協議会のこと。情報を共有しながら、連携のとれた原子力災害対策を講じていく。

原子力災害対策指針（対策指針）

原子力災害対策特別措置法第 6 条の 2 第 1 項に基づき、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者が原子力災害対策を円滑に実施するために定められたもの。緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするを目的としている。

原子力災害対策特別措置法（原災法）

臨界事故の教訓を踏まえ、(1)迅速な初期動作の確保、(2)国と地方公共団体の有機的な連携の確保、(3)国の緊急時対応体制の強化、(4)原子力事業者の責務の明確化を図るとして 2000 年 6 月 16 日に施行された法律である。また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法等の足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化を図る。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体または財産を保護することと規程している。

原子力保安検査官

原子力施設の安全確保の要として、原子力施設が所在する地域に常駐し、原子力施設の巡回・原子力事業者からのヒヤリングを通じての施設の運転状況等を確認するとともに、法令に基づく事業者の品質保証活動に係る検査（保安検査）等（緊急的な安全対策の現地確認等も含む）を行う。改善すべき事項があれば、原子力事業者に対して必要な指導を行う。

原子力防災専門官

原子力施設が所在する地域に常駐し、地元自治体等と協力して原子力防災体制を整備・維持するとともに、原子力事業者に対して必要な指導を行う。また、万一の緊急事態には、現地における原子力防災の要として、関係者・関係機関への指示や連絡調整を行い、住民の安全確保や事態の収束を図る。

原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域）

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であり、この区域のことを原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（重点区域）という。

原子炉圧力容器 (RPV、Reactor Pressure Vessel)

原子力発電所の核燃料、減速材及び一次冷却材など原子炉の主要構成材料を収納し、その中で核分裂のエネルギーを発生させる容器である。

原子炉格納容器 (PCV、Primary Containment Vessel)

原子炉圧力容器やポンプなど重要な機器をすっぽり覆っている機密構造物をいう。原子炉事故で放射性物質が原子炉圧力容器の外に漏れだした際に閉じ込めて外部に放出させない機能も有している。

現地事故対策連絡会議

施設敷地緊急事態に至った段階で、国の原子力事故現地対策本部と関係地方公共団体等との情報共有や対応準備等のために開催される会議のこと。

コンクリート屋内退避施設 (コンクリート建屋)

屋内退避をするためのコンクリートでできた施設のこと。病院や介護施設において避難より屋内退避を優先することが必要な場合、一般的に遮蔽効果や建屋の機密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

【さ行】

GSG-2

IAEA 安全基準の「原子力又は放射線の緊急事態への準備と対応に用いる判断基準 (Criteria for Use in Preparedness and Response for a Nuclear or Radiological Emergency)」のこと。

シーベルト (Sv)

被ばくによるリスクを推定するための尺度となる線量の単位である。

施設敷地緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階のこと。

施設敷地緊急事態要避難者

避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者をいう。

自然放射線

自然界にある放射線 (宇宙線及び自然放射性核種に由来する放射線) であって、原子力利用や放射線発生装置の利用によって発生する人工放射線と対比して用いられる言葉である。

情報収集事態

原子力事業所立地市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合 (原子力施設等立地道府県において震度6弱以上の地震が発生した場合には警戒事態となるため、除く。) をいう。

使用済み燃料プール (使用済み燃料)

原子炉で燃やされ、使い終わった燃料をいう。

除染

身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去する、あるいは付着した量を低下させること。除染対象物によりエリアの除染、機器の除染、衣料の除染、皮膚の除染などに分けられる。

全交流電源喪失

すべての外部交流電源および所内非常用交流電源からの電力の供給が喪失した状態をいう。

全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のこと。

【た行】

大気安定度

大気中に放出された放射性物質の拡散予測に用いられ、風向風速とともに重要な気象パラメータのひとつ。拡散の度合いを示す指標で、A～Gに分類される。Aは大気が不安定であり放射性物質は拡散される。Gは大気が安定しており放射性物質は拡散されにくく遠くまで運ばれる。

窒素封入装置

設備本来の機密性が失われた原子炉施設に対して、水素爆発を予防するために設置された装置。原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内に窒素を封入することで水素濃度を可燃限界以下に保つ。

地方放射線モニタリング対策官

原子力施設の立地県に常駐し、平常時においては、各担当エリア内における原子力施設周辺等の環境放射線モニタリングの実施に関する専門的事項について、関係自治体との連絡・調整や情報共有システムの点検・管理等の業務を担当する。また、原子力施設で緊急事態が発生した場合には、国が設置する緊急時モニタリングセンターにおいて、関係道府県の監視センター等と協力して緊急時モニタリング活動の統率・企画調整等を行う。

超ウラン元素

原子番号 92 のウランより大きな原子番号をもつ元素の総称。人工放射性核種で天然には存在しない。ネプツニウム、プルトニウム、キュリウムなどがある。

特定原子力施設

災害時の応急措置を講じた後も特別な管理が必要な施設として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づいて国が指定した原子力施設。平成 24 年（2012）、福島第一原子力発電所が初めて指定された。

【な行】

燃料デブリ

冷却材の喪失により原子炉燃料が溶融し、原子炉構造物や制御棒と共に冷えて固まったもの。

【は行】

バックグラウンドの毎時放射線量

日常生活の中で、種々の自然発生放射線、例えば宇宙線、地球上に存在する放射性物質、体内で自然発生している放射線。

PAZ（予防的防護措置を準備する区域、Precautionary Action Zone）

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域である。

避難指示区域

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により、原子炉の損傷や放射性物質の放出・拡散による住民の生命・身体の危険を回避するため、国が避難指示を発出した区域。

避難退域時検査（スクリーニング）

避難指示を受けた住民等（ただし、放射性物質の放出前に予防的に避難を実施する住民を除く。）の迅速な避難を確保しつつ、放射性物質が付着していないことを検査し、30 km圏外への移動に問題がないことを確認するために実施するとともに、検査結果によっては除染等の処置を行うこと。

風評被害

事実でないのに、噂によってそれが事実のように世間に受け取られ、被害を被ること。また、実際には起こっていない、あるいは大したことはない問題が大げさに取り上げられ、噂が広まりその結果、問題の発生源とされる人や組織があらぬ被害を被ること。

プルトニウム

原子番号 94 の元素で自然界には存在しない放射性物質である。ウランの核反応により生成し、プルトニウム自体は核分裂することから原子燃料として再利用することができる。環境試料中におけるプルトニウムは、そのほとんどが過去の大気中核爆発実験による放射性降下物に由来するものである。

ベータ線（ β 線）

原子核のベータ崩壊に伴って、原子核から飛び出す電子のことで、マイナスの電荷を持っているものと、プラスの電荷を持っているものがある。人体に与える影響はガンマ線より大きい、アルファ線より小さい。

防災業務計画

災害対策基本法に基づき、関係省庁、原子力事業者、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災のための業務計画。原子力災害に係る防災業務計画は、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 1 項の規定に基づき、原子力事業者は当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策を円滑かつ適切に遂行することを目的として計画されている。

放射性プルーム

原子力発電所施設から放出された気体状あるいは粒子状の放射性物質が大気とともに雲のように流れていく現象。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出された엑스線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線等のことである。

放射能

不安定な原子核は放射線を放出してより安定な原子核に変わる。この時、原子核から放出される放射線の種類には、アルファ線、ベータ線、ガンマ線等がある。原子核が放射能を出す能力を放射能という。放射能の単位はベクレル（Bq）で表される。

【ま行】

モニタリング

放射線を定期的あるいは連続的に監視・測定することである。

モニタリングポスト

原子力発電所周辺地域において、空間線量率などを連続測定している施設のことをいい、測定データはテレメータシステムにより常時監視している。県では 23 地点（うち 4 地点は津波で流失）、東京電力（株）福島第一原子力発電所では 8 地点、同第二発電所では 7 地点で観測している。

【や行】

UPZ（緊急防護措置を準備する区域、Urgent Protective action planning Zone）

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域である。

溶融（炉心溶融）

原子炉冷却材の冷却能力の異常な減少、あるいは炉心の異常な出力上昇により、燃料体が過熱し、かなりの部分の燃料集合体または炉心構造物が溶融することである。

【ら行】

冷却材

原子炉内で発生した熱を取り出すために使われるもので、軽水・ナトリウム・炭酸ガス・ヘリウムガス等が使用される。軽水炉は、冷却材の軽水が減速材も兼ねる。

10. その他

(1) 観光事業の状況

(平成 21 年調べ)

行政区名	観光施設、 イベント名	所在地	月別観光客入り込み数													管理者 ・主催者		備考
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	名称	連絡先	
夜の森北	桜祭り	夜の森公園	100,000												100,000	産業 振興課	22-2111	
中央	夏祭り	中央商店街					5,000								5,000	産業 振興課	22-2111	
小浜	グリーンフィールド 富岡	小浜 303	141	475	147	483	1,485	275	160	202	120	183	328	283	4,282	町体育 協会	22-2690	

(2) 消防団員数

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

消防団員数 (人)
255

(3) 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもまたは住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。		
その他被害	田畑の被害	流失埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		

被害項目		報告基準
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(4) 滅失住宅の判定基準

被害の状況
<p><全壊・全流失></p> <ol style="list-style-type: none">1. 建物の全部が倒壊又は流出し原形をとどめないもの2. 建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根又はその一部が地上に落ちたもの3. 建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口、継ぎ手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し又は補強を行った程度では復旧できないもの4. 屋根が吹きとばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し又は再使用できず、かつ、建物の傾斜が著しく復旧が困難なもの
<p><全焼></p> <ol style="list-style-type: none">1. 主要構造部材のほとんど全部が消失したもの2. 屋根及び小屋組が焼け落ち、他の主要構造部材も相当損傷したもの3. 屋根及び小屋組が焼け落ちないで残っているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取り替えなければならないもの

11. 様式

(1) 被害状況報告様式

災害名			
報告時刻日時	年	月	日
確定時刻日時	年	月	日

市町村名		
報告者名		
災害対策本部	設置時刻	
	解散時刻	
水防本部	設置時刻	
	解散時刻	
消防職員出動延べ人数		
消防団員出動延べ人数		

		被害数	具体的被害地区	被害概況
人的被害	死者			
	行方不明			
	負傷者	重傷		
		軽傷		
物的被害	全壊	棟数		
		世帯数		
		人数		
	半壊	棟数		
		世帯数		
		人数		
	一部損壊	棟数		
		世帯数		
		人数		
	床上浸水	棟数		
		世帯数		
		人数		
床下浸水	棟数			
	世帯数			
	人数			
非住家	公共建物	棟数		
	その他	棟数		

避難勧告・指示	避難指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人数	
	避難指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人数	
	避難指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
	地区名	
	世帯数	
	人数	
	避難指示	
	発令時刻	
	解除時刻	
地区名		
世帯数		
人数		
避難指示		
発令時刻		
解除時刻		
地区名		
世帯数		
人数		

ライフライン被害状況	具体的被害地区	被害状況
上水道		
下水道		
電力		
ガス		
鉄道		
道路		
その他		

(2) 被害状況報告様式（公衆衛生、環境衛生関係（健康福祉部健康福祉班））

被害状況報告書					
災害の種類					
災害の発生場所		市		町	
		郡		村	
災害発生年月日		年		日	
報告の時限		時現在		時	
発信者		発信時刻		分	
受信者		受信者			
発信担当者		発信担当者			
区分		数量			
ア	被害戸数	全壊	戸		
イ		半壊	戸		
ウ		床上浸水	戸		
エ		床下浸水	戸		
オ	り災人口		人		
カ	赤痢患者発生数	真性	人		
キ		疑似	人		
ク		保菌	人		
ケ		死者	人		
区分		単位	数量		被害額
コ	公衆衛生施設	上水道			千円
サ		簡易水道			
シ		し尿浄化槽			
ス		塵芥処理場			
セ		隔離病舎			
ソ					
タ		計			
応急措置・状況・その他					

(3) 被害状況報告様式（農林水産業関係（経済部農林水産班））

被害状況報告書									
災害の種類									
災害の発生場所		市 郡				町 村			
災害発生年月日		年		月		日		時	
報告の時限		日		時現在		発信時刻		時 分	
発信者						受信者			
発信担当者						受信担当者			
区分		単位			数量			被害額（千円）	
ア	農地	田	流失・埋没			人			
イ			冠水						
ウ		畑	流失・埋没						
エ			冠水						
オ			果樹園						
カ			(再掲) 桑園						
キ									
ク		小計							
区分		流失 埋没	土砂 流入	冠 水	浸 水	その他	計 (ha)	被害額(千円)	
ケ	農作物等	主要食糧農作物							
コ		そ菜類							
サ		果樹							
シ		葉たばこ							
ス									
セ		小計							
ソ									
区分		件数			数量			被害額（千円）	
タ	家畜								
チ									
ツ	水産関係	漁船							
テ		漁具							
ト		生産施設							
ナ		その他の施設							
ニ		水産							
ヌ									
ネ	小計								
ノ	関係 林業	林業							
ハ		林産物							

ヒ		林業施設			
フ					
ヘ		小計			
ホ	林業関係	崩壊			
マ		地すべり			
ミ		治山施設			
ム					
メ		小計			
モ		溜池			
ヤ		頭首工			
ユ		水路			
ヨ		堤とう			
ラ		道路			
リ		橋梁			
ル		揚水機			
レ					
ロ					
ワ		小計			
応急措置・状況・その他					

(4) 被害状況報告様式 (商工関係 (経済部商工観光班))

被害状況報告書			
災害の種類			
災害の発生場所		市 郡	町 村
災害発生年月日		年	月 日 時
報告の時限		日 時現在	発信時刻 時 分
発信者		受信者	
発信担当者		受信担当者	
区分		件数	被害額 (千円)
ア	鉱業	戸	
イ	工業	戸	
ウ	商業	戸	
エ	計	戸	
応急措置・状況・その他			

(5) 被害状況報告様式（土木関係（建設部土木班、経済部農林水産班））

被害状況報告書							
災害の種類							
災害の発生場所		市 郡			町 村		
災害発生年月日		年		月		日	
報告の時限		日		時現在		時 分	
発信者		発信時刻			受信者		
発信担当者		受信担当者					
区分		県工事		市町村工事		計	
		ヶ所	被害額(千円)	ヶ所	被害額(千円)	ヶ所	被害額(千円)
ア	河川						
イ	海岸						
ウ	砂防設備						
エ	地すべり 防止施設						
オ	急傾斜地 崩壊防止施設						
カ	道路						
キ	橋梁						
ク	漁港						
ケ	港湾						
コ	下水道						
	計						
応急措置・状況・その他							

(6) 被害状況報告様式（文教関係（教育部教育総務班、教育部学校教育班、教育部文化財班、市民生活部生涯学習班））

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		市	町	
		郡	村	
災害発生年月日		年	月	日
報告の時限		日	時現在	時
			発信時刻	分
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
区分		単位	数量	被害額（千円）
ア	高等学校			
イ	中学校			
ウ	小学校			
エ				
オ	小計			
カ	社会教育施設			
キ	文化財			
ク				
ケ	合計			
応急措置・状況・その他				

(7) 被害状況報告様式 (その他 (各班))

被害状況報告書				
災害の種類				
災害の発生場所		市	町	
		郡	村	
災害発生年月日		年	月	日
報告の時限		日	時現在	時
		発信時刻	分	
発信者		受信者		
発信担当者		受信担当者		
区分		単位	数量	被害額 (千円)
ア				
イ				
ウ				
エ				
オ				
カ				
キ				
ク				
ケ				
応急措置・状況・その他				

(8) 被害状況報告様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	
受信者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名			特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時		月 日 時 分	
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)		月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要	危険物施設の 区分				
事故の概要					
死傷者	死者	性別	男 人	合計	負傷者等 人 (人)
			女 人	人	重症 人 (人)
	年齢	男	歳	歳	中等症 人 (人)
		女	歳	歳	軽症 人 (人)
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)		台	
		消防団		台	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
その他		人			
災害対策本部 等の設置状況					
その他 参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)